

令和 6 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9月11日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

---

令和 6 年 9 月 11 日〔水曜日〕午前 9 時 30 分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

議案第63号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

第 2 条 継続費の補正

議案第66号 令和 5 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

議案第68号 令和 5 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和 5 年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議案第72号 令和 5 年度江南市下水道事業会計決算認定について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 掛 布 まち子 君

副委員長 岡 地 清 仁 君

委員 宮 地 友 治 君

委員 稲 山 明 敏 君

委員 堀 元 君

委員 片 山 裕 之 君

委員 牧 野 行 洋 君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長 伊 藤 吉 弘 君

議員 中 野 裕 二 君

議員 石 原 資 泰 君

議員 長 尾 光 春 君

議員 須 賀 博 昭 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君

副主幹 磯 部 将 人 君

主任 伊 藤 典 子 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤 田 和 延 君

経済環境部長

平 野 勝 庸 君

都市整備部長

鵜 飼 篤 市 君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

古 田 義 幸 君

商工観光課長兼企業誘致推進課長

田 中 元 規 君

商工観光課副主幹

八 橋 直 純 君

企業誘致推進課主幹

駒 田 直 人 君

農政課長

夫 馬 靖 幸 君

農政課副主幹

柴 垣 伸 道 君

農政課副主幹

岩 田 浩 和 君

環境課長

相 京 政 樹 君

環境課主幹	稲 波 克 純 君
環境課副主幹	近 藤 祥 之 君
都市計画課長	伊 藤 達 也 君
都市計画課主幹	加 藤 考 訓 君
都市計画課副主幹	安 田 裕 一 君
都市整備課長	石 川 晶 崇 君
都市整備課主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	堀 尾 道 正 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
水道部下水道課長	酒 匂 智 宏 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	間 宮 健 次 君
水道事業水道部水道課長	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	三 輪 晶 俊 君
水道事業水道部水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	小 島 宏 征 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

令和 5 年度の決算審査をはじめとして重要な議案がたくさんあります。慎重かつ活発な審議をお願いしたいと思います。

ここで委員会での服装ですけれども、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。また、市制 70 周年記念ポロシャツの着用につきましても適宜といたしますのでよろしくをお願いいたします。

市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 8 月 28 日に 9 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。簡単であります但し御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 市長は退席をされます。よろしくお祈りします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 58 号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてをはじめ 6 議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

議事に入ります前に御報告を申し上げます。

本委員会に付託をされ、6 月定例会において継続審査となりました請願第 5 号 立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書につきましては、請願者の方より請願撤回申出書が提出をされ、今定例会初日に撤回が承認されましたことから、この請願についての審査は行わないこととなりました。

ここで、撤回の理由につきまして紹介議員の三輪議員がこの場におられませんので私のほうから説明をさせていただきます。

8 月 19 日に請願者から提出をされました請願撤回申出書には、撤回の理由

として、立ち当番を含むごみ処理問題に関し調査・検討を深めたいためと記載をされております。6月定例会においての委員の皆さんの御意見を踏まえて、さらに調査・検討をして出直しをしたいとの理由でございます。

この件に関しましては以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 堀委員 出し直したいということ。
- 委員長 ちょっとそこまでは私からは、分かりかねます。
- 堀委員 今回は撤回して、新しくまた出すというような物言いだったんだけど。
- 委員長 調査・検討を深めたいということですので。
- 堀委員 その後。
- 委員長 その後はまた再び出直す意思があると読み取れます。また、そのときはそのときで、この委員会じゃないかもしれませんが御判断をお願いしたいと思います。

この件に関しては、これで以上とさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、御意見も尽きたようでありますので、この件についてはこの程度とし、これより議事に入ります。

初めに、審査の順序について、順序を変更することについてお諮りをしたいと思います。

付託順に審査をするのが通常であります。本会議の議案質疑等で消火栓の設置に関わる負担金をどこが負担するべきか、水道事業者か消防かで疑念が生じております。消火栓設置の負担金の在り方が水道事業給水条例の一部改正の内容に影響を及ぼしているのではないかと疑念でございます。

そこで、議案第58号の江南市水道事業給水条例の一部改正を審査する前に、この疑問点を払拭しておくことが必要と判断をいたしました。そこで審査の順序を変更し、議案第58号を議案第71号 令和5年度水道事業会計利益の処分及び決算認定についての審査を終えた後に審査を行うことをお諮りしたいと思います。

議案第58号はずっと後に回して、水道事業会計の決算審査を終えた後で議案第58号の審査を行い、その後、議案第72号、下水道事業会計の決算認定の審査を行おうというものでございます。

このように順序を変更したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

審査の順序の変更について御異議ないようですので、そのように審査順序を変更して進めたいと思います。その他の議案については付託順で審査を行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定をされております。

質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいませよう議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定をされております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、その他は退席をしていただいても結構です。

---

## 議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

#### 都市整備部

#### の所管に属する歳入歳出

#### 経済環境部

#### 水道部

#### の所管に属する歳出

### 第2条 継続費の補正

○委員長　初めに、議案第63号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部、水道部の所管に属する歳出、第2条　継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算につきまして御説明をさせていただきますので、議案書64、65ページの下段をお願いいたします。

歳出でございますが、4款2項1目清掃費、尾張北部環境組合関係事業で2,092万5,000円の増額をお願いするものでございます。

環境課所管の補正予算は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○農政課長　議案第63号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の66、67ページをお願いいたします。

上段、6款1項1目農業費で4万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、67ページの説明欄、農地保全推進事業で55万6,000円の減額を、その下、県営水質保全対策事業（新岩倉用水地区）負担事業で60万円の増額をお願いするものでございます。

なお、別冊の補正予算説明資料9ページに、県営水質保全対策事業（新岩倉用水地区）負担事業の位置図を掲げてございますので、御参照いただきますよう存じます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは、企業誘致推進課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書は同じ66ページ、67ページをお願ひいたします。

下段の7款1項2目企業誘致推進費で、内容につきましては67ページの説明欄をお願ひいたします。

曾本地区工業用地整備推進事業といたしまして418万円の増額をお願ひするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員 この委託料の取りあえず内容をちょっと教えてほしいんですけど。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今回お願ひしますのは関係機関協議等支援委託料ということで、現在、この曾本地区の関係につきましては概略設計というのを進めておりまして、今月いっぱいまでがその委託期間となっております。現在進めております概略設計では各種計画、基本、整備方針に基づいて、道路計画ですとか緑地計画ですとか排水計画とか、その計画に基づく図面等を作成するという業務になっておりまして、結局この業務が終わりますと今度は曾本地区の工業用地の整備を本格的に事業化に向けて、実際に

は県ですとか各種計画の担当する所管課、例えば公安委員会ですとかそういったところと協議をして、今度は計画書を出すに当たって、コンサル会社等へ引き続いてこの委託をお願いするというので、今回、この関係機関協議等支援委託料というものををお願いするものでございます。

○稲山委員　基本設計みたいなものだと思いますけれど、取りあえず、その後その設計に基づいて、公安委員会だとか県だとかそういったところと色々な検討をしていくということでありまして、一番最初、その基の話で申し訳ないんですけど、収用というのはもう全て同意なのか、契約なのか分かりませんが、一応もう基本設計に係る土地というのは全て同意以上のものは得られておるという解釈でよろしいでしょうか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長　これにつきましては、6月定例会のほうでも一般質問がございまして、長尾議員の一般質問だったと思いますけれども、99名の方の同意はいただいているということで答弁をさせていただきました。その後、今議会まで、ちょうど先週になりますけれども、残る1名の方の事業推進に当たってのこの計画区域の中の地権者、105名おりますけれども、その方の全ての一応同意が得られたということで併せてここで報告させていただきます。

○稲山委員　分かりました。随時、その計画に向かって進めていただくとありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　企業誘致に続いて非常にお骨折り御苦労さまでございます。実は、一宮インターチェンジ―小牧インターチェンジ間で岩倉市のスマートインターチェンジができる。それから、一宮市側にもスマートインターチェンジができるということで新聞に報道されました。

非常に企業誘致等については活気を呈しておるという情報も聞いておりますが、江南市はスマートインターチェンジ等から撤退をされまして、もし江南市にスマートインターチェンジがあったならば今の企業誘致等についてどのように考えてみえるか、正直に言っていただければ結構です。

○経済環境部長　以前一般質問のほうでも御答弁させていただいた記憶がございまして、当然、曾本に近いところにスマートインターチェンジが

あれば企業誘致にとっては有利になるというふうに判断しております。

○堀委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 委員外議員の長尾議員から本件に関しまして発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許可します。

○長尾議員 ありがとうございます。

今の堀委員に関連したところの話にもなるんですけど、今、一宮のスマートインターチェンジ、曾本の地区から見ると西側なんです。

これまで全員協議会でお聞きしていた周辺の道路整備というは曾本地区の西側、南北とあとは北側、舟津線のところ、南北で東に向けた整備の概要があったんですね。それはそのまま、西側に向けた整備というのはこの計画の中では何か考えられますでしょうか、それとも考えないでしょうか、それだけ教えてください。

○委員長 答弁できますか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 そうですね、今回あくまでも周辺の整備というところでは考えていますけれども、そこの先のインターのほうまでというのは少し、かなり離れていますので、今回はこの周辺の道路計画というのがございますので、すみません、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 委員外議員の中野議員から本件に関して発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようですので、委員外議員として中野議員の発言を

許可いたします。

○中野議員 ありがとうございます。

今、稲山委員のほうから質疑があつて、これから基本設計をやってという形だと思うんですけども、スケジュール、これから基本設計をやって、周辺整備のほうも以前全員協議会で出たのが概算だったと思うので、そこら辺の費用もありますし、今、生涯学習課のほうで試掘の結果が出て本掘に移るのかどうかとか、その辺の結果がいつぐらいに出て、今後はどういうスケジュールで、議会としてどういうふうに示されていくのか、ちょっとそこら辺のスケジュール感を教えていただけますか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今年度のスケジュールにつきましては、先ほどお話がありました生涯学習課のほうの所管になりますけれども、埋蔵文化財の試掘調査というのを、ちょうど今、稲、田んぼのほうがしっかりやっていますので、収穫が終わった後、秋ぐらいにその試掘の調査というのを予定しております。大体11月ぐらいから1か月ぐらいかけてこの調査を行いまして、年明けぐらいにその調査結果が出るというふうで伺っております。概算事業費についても実はこの概略設計の中である程度の数字というのを、まだ業務委託期間ですので、把握をいたしまして、また議会のほうには、全員協議会とかになるのかはちょっとまたお話しさせていただいて、議会に対しても説明のほうはさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○建築課長 それでは、建築課所管の補正予算について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

最下段の15款4項4目1節土木管理費交付金、説明欄の社会資本整備総合交付金320万8,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

最上段の16款2項5目1節土木管理費補助金、説明欄の民間木造住宅耐震診断費補助金等で160万4,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、歳出でございます。

議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の8款1項2目建築指導費で、説明欄にございます民間木造住宅耐震診断事業で141万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、民間木造住宅耐震補強事業で500万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　ありがとうございます。

成果報告書の……。それは関係ないかな。

○委員長　別にいいんですけど、今は決算ではありませんが。

○牧野委員　決算じゃない、じゃあ後でいいです。すみません。

○稲山委員　住宅の耐震の診断事業と補強事業とセットで補正予算ということでありましてけれど、耐震診断にしても耐震補強工事にしても、今まで建築課の方たちが一生懸命PRしてやってこられた中であまり進んでこなかったという中で、こうして補正予算を組めるだけ来たということは非常にうれしいことだなと思っておるわけでございますけれど、実際問題、木造の耐震補強工事500万円ということで、100万円の補助金が5件だということで、診断のほうは何件分でしたっけ、すみません、まず。

○建築課長　今回の補正の対象ということでよろしいでしょうか。

5件を予定しております。診断は30棟でございます。

○稲山委員　30棟と5件の予測というか予算ですので、取るということでありましてけれど、多分建築課のほうにもいろいろと今相談なり事前審査なり来ておるものと、補正予算が出るぐらいですから思っておりますけれど、現在のどのぐらいの診断にか、耐震補強工事に対して申込みというか、意思とい

いますか、相談というか、そういった件数があるのかをちょっと分かれば教えてほしいなと思います。

○建築課長　　まず、当初予算のものにつきましては8月中旬でもう当初予算で予定している棟数には達しまして、現段階、先週9月5日時点になりますが、診断は13件の方にお待ちをいただいております。あと、耐震改修につきましては2件申請があるということで、予定があるということで聞いております。

○稲山委員　　分かりました。

13件と2件ということでありまして、いろいろと今年1月1日に大きな地震があつて、その後もいろいろと東南海地震の何とか情報、ああいうのが出たということで市民の方も非常に不安に思っておられますので、ぜひとも、こういった補正予算が19日に通るものと確信しておりますけれど、速やかに発注できるような体制、速やかに補強工事なり診断を行えるような体制を取っていただくようにここでちょっと要望しておきますのでよろしく願います。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長　　土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に5,557万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

69ページの説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業といたしまして、5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次にその下、道路整備事業（市道北進線）といたしまして、設計委託料

557万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、道路整備事業（市道北進線）の位置図といたしまして、補正予算説明資料の11ページに掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

補足説明はございません。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員の長尾議員から本件に関して発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、発言を許します。

○長尾議員　度々ありがとうございます。

議案質疑になかったほう、上の道路側溝・舗装等整備事業5,000万円の補正で、今回合わせて3億円になるんですが、もう既に既存の2億5,000万円は発注済みで、もう全然足りない状況、なおかつその5,000万円分も、もう何か事業として要望が出ていて、もう実施するだけの状態になっているのか。要は5,000万円のうちどれくらい、まだ、例えば新規の依頼を受ける余力があるのかというのが知りたいです。

○土木課長　当初予算2億円と6月補正の5,000万円の合計2億5,000万円の執行状況といたしましては、契約済みのお金と入札待ちの金額、これで計算いたしますと約78%となっております。この9月の補正で5,000万円お認めいただきましたならば、現在いただいております各地からの要望等を基に現地調査を行いまして、必要性や事業効果を考慮した上で整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 都市整備課長　それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の70、71ページの下段をお願いいたします。

8款4項2目都市整備費、右側説明欄、街路整備促進事業に道路概略検討委託料として808万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の10ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 稲山委員　せんだって、本会議でも少し説明がありましたけれど、古知野中学校の、あそこからの跨線橋の計画の検討で、検討の委託料というふうなお話だったと思いますけど、これは間違いないですね。

- 都市整備課長　そのとおりでございます。

- 稲山委員　実際問題、これ最初に地元説明に出てきたのが、もうかれこれ20年近く前。

- 堀委員　もっと前。

- 稲山委員　もっと前だったかね、あれ。

地元説明がやられて、あそこの辺に知り合いもおるんですけど、実際問題、屋敷の中にくいも入れてもらっているよというような話も聞いたことがあります。そういった中で、もう一本の江森の跨線橋を見ますと、ああいうタイプになるのかちょっと分かりませんが、距離的に考えても非常に難しい工事だなという気はせんでもないんですけど。

私は、いつだったか堀委員も全員協議会の際に言われましたように、その先の計画をきちっと県のほうで取り上げていただいて、そしてやっけないと、跨線橋の検討を先に、それだけしてもこれはもう本当に絵に描いた餅みたいなもので、全くもう今は建て売りというかあれも建っていますし、多少今の古いうちが残っておったりするんですけど、ちょっとこれは計画をもう一度見直したほうがええような気がするんですけど。

そしてその先の話、今の江南岩倉線の先の話のをこれをやる前にもっと進めたほうが現実味があると思うんだけど、その点、当局はどう考えておられるのかなと思いますけれど。

○都市整備課長　　今委員からお話がありましたとおり、跨線橋のどうしても距離問題とかそういうところもございしますが、今回この委託におきまして、現在の道路構造基準等に照らし合わせて、それから設計が可能かどうかの検証をさせていただきたいと考えております。そうした上で、どうしても跨線橋計画、江南岩倉線の整備につきましては、どうしても技術的に難度が高いということもございしますことから県での事業化も見据えて、県との協議のほうも進めてまいりたいというふうに考えております。

○稲山委員　　それは分からんでもないんだけど、その先の話というのを棚上げにしてしまって、そっちのその先の話、跨線橋からまたつなげる、あそここの部分だけ、そちらのほうをやはり先に解決をしていかないと難しいんじゃないのという話だと僕は思うんだけど。もう地元の人、数人しか聞いたことはないんだけどほぼ諦めておって、跨線橋よりも早くこの道路をしっかりとつなげてほしいといったような意見のほう、僕が聞いておる中では多いような気がするもんですから。

その辺を、やったら技術的に難しいでやめたというような話になってしまえへんのかなという気もせんでもないですので、できればこれも重要なことですけど、やはりつなげる、とにかくつないでいただいて収用を何とかするといったことをしっかりとやっていただくような方向性で行ったほうがいいと私は思いますので、その辺を当局側がどう考えられておるかは分かりませんが、その辺について少し回答をいただきたいかなと思いますけれど。

先送りしてしまうのか、とにかく跨線橋ができるかできんかだけ判断して取りあえずはこれで終わりだということか、その辺はちょっと僕は分かりませんが。

○都市整備部長　　今は南の未整備区間を含めてというお話なんですけど、そもそも犬山線との交差部分につきましては跨線橋を経由したいということで都市計画決定されておまして、今回、南側も含めて今後検討を進めるに当たり、まずは都市計画決定のほうの、決定どおり、計画どおりに進められる

かということをもまず検証していきたいと考えておりましてその段階の、今回跨線橋築造についてのまず検証をさせていただくということで、今回補正予算をお願いしているところでございますので、その検証結果で、まず先に跨線橋を造るといふふうに決まっているわけではございませんので、その結果を見て、今後は南側も含めての検討に進むということで、今回、補正のほうをお願いしているところでございます。

○堀委員　この話はもう30年も前から実は、私の前の議員時代からもう始まっておるんですね。跨線橋も線路の上を峠にするんじゃなくて、線路から東のほうとか、北のほうとか、20メートルくらい向こうのほうに峠にすれば高さも十分できるんだわね。跨線橋を後にして先にコース、向こうのコースね、青木川の橋とか、そちらのほうを早くやっていただきたい。今の稲山委員と一緒に、道路だけ先に造れば跨線橋なしでも通れるんですから、跨線橋なしでも今の道路のまま通れますから、先に青木川のほうの橋を設計するとか検討するとか、そっちのほうをやっていただいたほうがええと思いますので、一応参考に。

○都市整備課長　今、委員から御指摘ありましたけれど、跨線橋部分、そして跨線橋の先の現道がない部分、こちらの整備でございますけれども、令和元年度のときにも、少しこの江南岩倉線の整備の検討もさせていただいております。その際には跨線橋部分だけ、もしくは跨線橋を降りた後の現道がない部分の整備だけ、それぞればらばらで整備した場合にはどうしても市内のボトルネック踏切の解消には至らないというような検討もなされております。

そして、跨線橋部分、現道がない部分、両方を併せて整備することによって江南市の交通の円滑化が図れるというふうに検討がなされていることから、現道がない部分だけの先行ということではなく全体の整備というふうに考えていきたいと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 水道部下水道課長 議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の70ページ、71ページの上段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。内容につきましては右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

河川維持管理事業といたしまして54万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の12ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時10分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち  
経済環境部

都市整備部  
水道部  
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは、商工観光課所管について御説明申し上げますので、令和5年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料のほうをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

56ページ、57ページ上段をお願いいたします。

14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

15款4項6目1節労働費交付金でございます。

その1段下、15款4項7目1節商工費交付金でございます。

次に、78ページ、79ページの最下段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、商工観光課分といたしまして、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、82ページ、83ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分といたしまして、小規模企業等振興資金融資利子補給補助金返還金外3項目でございます。

はねていただきまして、85ページの備考欄、中段をお願いいたします。

地方創生推進課分となりますが、PRグッズ売捌収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

98ページ、99ページの上段をお願いいたします。

2款1項1目地方創生推進費、備考欄、商工観光課分といたしまして、シティプロモーション事業のうちPR事業の部分でございます。

次に、246ページ、247ページの上段をお願いいたします。

5款1項1目労働費につきまして、備考欄、就業相談等運営事業から248ページ、249ページの上段、すいとぴあ江南指定管理事業まででございます。

次に、254ページ、255ページの下段をお願いいたします。

7款1項1目商工費につきまして、備考欄、人件費等からはねていただきまして、260ページ、261ページの中段、企業誘致推進課所管の事業も含まれておりますけれども、備考欄、江南市民花火大会補助事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 藤まつりの来場者数31万5,000人とありますが、この数を再確認したいんですが。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今年度の来場者数ということでよろしかったですかね。今年度は41万人で、昨年度で申し上げますと31万5,000人。

○堀委員 これは昨年度。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 決算ベースですと。

○堀委員 増えておるわけですね。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 はい。

○堀委員 これは江南市観光協会が一応主催というか、やってみえるわけですね。観光協会に対してのいわゆる補助金等、江南市からは前年度どれぐらい出ていますか、年間で結構です。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 江南市の補助金としましては、決算で787万8,000円となっております。観光協会の全体の収入で申し上げますと、決算ベースで1,510万6,084円ということになっております。そのうちのこの金額が江南市からの補助金です。

○堀委員 出ているということですね。

それで、藤まつりばかりじゃないんですが、ほかに観光協会が主催してやるイベント等は何がありますか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 基本的にはやはり藤まつりの観光キャンペーンに始まりまして、昨年ですと「江南観光みやげ品」というチラシ、こういうようなものを作成しておりました。こういったものの更新、印刷、あるいは事業者からの、提出をしていただいてこういうチラシの作成ですとか、そういった事業を行っております。

○堀委員 いや、ほかにサマーフェスティバルとか、ほかのイベント。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 サマーフェスタは観光協会というよりは協議会のほうになりますので、市としてはそちらのほうに阿波踊り大会がございますので、私ども商工観光課の職員はそちらのほうへ応援という形で、当日は今年度も参加しておりますけれども。

○堀委員 今は予算のことを聞いたんですけれどもね、観光協会に対しての。それだけの予算をかけておっていただいて、やっておってもらうのは結構ですが、そのほかに、まだいろんなイベントがあるわけですね。ですから、そういうものを十分生かせるような、成果が上がるような観光協会の働きをしていただけますように市のほうからも要望をしていただきますようお願いをしておきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 委員外議員の長尾議員から本件に関して発言したいとの申出がありました。会議規則第117条第2項の規定により発言を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長尾議員 すみません、99ページで、先ほどPR事業も一部商工観光課の歳出に含まれるという話だったのでそれでよかったですよね。ということで、そこで確認したいのですが、ささいな話です。藤花ちゃん着ぐるみ修繕料2,200円と出ているんですけど、令和5年度市全体で藤花ちゃんは何回出動して、そのうち商工観光課は、PR活動というかイベントとかで何回商工

観光課で出ていますかというか、あまりにも見かけないという声が多く聞こえてきて、せつかくあるのにとという話が聞こえてきたので、じゃあ、どういう実績なのか教えてもらっていいですか。

- 商工観光課長兼企業誘致推進課長 すみません、ただいま実績ベースの何回というのは資料を持ち合わせていなくて、申し訳ありません。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時23分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは、企業誘致推進課所管について御説明申し上げますので、令和5年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料のほうをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄、企業誘致推進課分といたしまして、江南市新工業用地整備事業基金利子でございます。

続きまして、歳出でございます。

256ページ、257ページの下段をお願いいたします。

7款1項1目商工費、企業誘致推進課分といたしまして、備考欄、企業誘致等推進事業から1枚はねていただきまして、259ページ上段、新工業用地整備事業基金管理事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　先ほどの補正のほうでちらっと聞かせてもらって、企業誘致、曾本のほうです、ごめんなさい。曾本の地権者のうち105名全員から承諾を得たというふうに聞いて、非常にありがたい話でうれしいことなんですけれども、成果報告書の、ちょっと振り返っちゃって申し訳ない、成果報告書の163ページには、105名のうち、この時点では97名の同意だったじゃないですか。

ちなみに、そのときに私、記憶が薄かったんですけれども、残り8名か、まず今日までの間に8名の同意を得ていただいたんですけど、8名の方ってちなみにどういった理由が多かったんですか。例えば親の意向、親から代が代わって今回、同意ができたとかですね。その辺を分かる範囲でちょっと教えてもらってもいいですか、すみません。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長　そうですね、なかなかそれぞれ条件と違うんですけれども、中にはやっぱり所在が分からない方がいらっしやったり、あるいは先ほど片山委員がおっしゃったみたいに、先祖伝来の土地なのでなかなかこれをこういうところで売ったりするということはもともと反対だということであらっしゃった方も中にはお見えになりました。

○片山委員　そうですね、やっぱり地権者の同意が非常に大切なので、こういう開発するに当たっては。全ての同意を得られたということは非常にありがたい話で、本当にお疲れさまでしたということで結構でございます。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課所管の決算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段やや上、16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段、16款3項4目1節農業費委託金でございます。

次に、同じページでございますが、最下段、16款4項2目1節農業費交付金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

下段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

下段、21款4項1目1節農業費受託事業収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

下段、21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、農政課分、尾張北部地域農業改良推進協議会清算金及び農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段、22款1項2目1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

248ページ、249ページをお願いいたします。

上段、6款1項1目農業費につきましては、249ページの備考欄、人件費等からはねていただきまして、254ページ、255ページの中段やや下、昭和用排水土地改良区支援事業まででございます。

次にその下、6款2項1目林業費でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、ちょっと私のほうから1点、2点お尋ねします。

決算書の249ページの中段にありますこうなん産業フェスタ開催事業、開催委託料ですけれども、商工観光課のほうにもこういった予算決算が計上されていて、一つのこうなん産業フェスタをやっていく中で実行委員会が別々

になっているというのはちょっと不可解なというか、あまり効率のよい話ではないわけなんですけれども、なぜこういう別々の予算のつけ方、実行委員会も別々でやるということになっているんでしょうか。

○農政課長 委員もお知りのとおり、もともとは別々に開催しておりましたお祭りを合同で行うということで今は一緒にやっておりますが、あくまでも運営協議会等は別の団体となりますので、別々で行っております。ただ、合同開催ということですので、それぞれで打合せをしたことにつきましてはまた一同が集まりましてそこで協議をしております、お互いに連絡等は取り合っております。

○委員長 警備の関係の委託料であるとか、やっぱりまとめて発注したほうが経費的にも安くなるのではないかとかそういうことも考えるわけですが、経費の削減ということから考えて、今後一つの催物、一つの運営協議会ということは考えられず、この先もこういう形で進んでいくんでしょうか。

○農政課長 警備等のガードマンの委託につきましては、あくまでも合同で発注をしております、その費用を案分してそれぞれ負担しておりますので、その点につきましては別々ということではなく、あくまでも合同で動いております。

○委員長 ありがとうございます。

もう一点、私のほうから。

249ページの最下段にあります環境保全型農業直接支払交付金30万3,800円ですけれども、これは令和5年度に、どのような方がどのような環境保全型の農業の中身に対して交付されたということだったんでしょうか。

○農政課長 この交付金につきましては、化学肥料、化学合成農薬の低減に加えまして、有機農業などのより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行っているものでございまして、令和5年度につきましては市内の有機農法をやられている方、これは団体でないと対象になりませんので、お二人の方に合同で申請していただきまして、あくまでもさっきの低減に加えまして、有機農法というのはこの交付金の中で環境保全の効果の高い営農活動というふうに位置づけられておりますので、これに該当するということで交付金のほうを支給しております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長 それでは、環境課所管の決算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の56、57ページをお願いいたします。

上段の14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

中段やや上の14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

上段の15款2項3目衛生費国庫補助金、2節清掃費補助金でございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

下段の15款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金のうち、備考欄の環境課分とその下の2節清掃費交付金でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

最上段の16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分とその下の2節清掃費補助金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

中段の16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金と同じページの下段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

下段の17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、備考欄の環境課分でございます。

次に、78、79ページをお願いいたします。

中段やや下の18款1項3目衛生費寄附金、1節清掃費寄附金でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金と同じページの最下段、11節雑入のうち、備考欄中段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

230、231ページの下段、4款1項2目環境保全費で、232、233ページまででございます。

次に、同じページ、232、233ページの下段、4款2項1目清掃費で、244、245ページまででございます。

以上が歳出でございます。

環境課所管の決算は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　241ページの地域環境美化事業の犬・猫等の死骸の収集の件なんですけれども、運搬委託料と収集委託料の違いって何だったかな。それで例えば犬・猫が何匹というのを分かれば教えていただければよろしいですか。

○環境課長　まず、収集と運搬の違いでございますけれども、収集のほうが道路等で死んでいる猫を回収する部分、回収をして事業センターで保管をしますので、道路から事業センターまでの収集ということになります。運搬のほうは事業センターで一定期間ためたものを尾張北部聖苑のほうまで持っていく運搬ということになります。

件数のほうが、令和5年度の実績で申し上げますと、時間中に収集した猫等の小動物の件数が267件で、あと時間外にも収集を行っておりまして、そちらの件数が70件ということになっております。

○片山委員　分かりました。ありがとうございます。

私は収集してそのまま運搬、持っていくのかと、どこかで保管するとは知らなかったんで、そういう保管する場所があるということなんですね。

〔「冷凍して」と呼ぶ者あり〕

○片山委員　冷凍か、分かった。

すみません、もう一点、一緒にいいですか。

全然違うまた内容に変わっちゃうんですけれども、成果報告書の82ページ、83ページのところの、まず先にこの82ページのほう、ちょっと私は尾張北部環境組合の会合になかなか出られる機会が少ないんで、分かっている方は分かっているんでしょうけれども聞かせてください。

この表に江南市の負担割合とあるじゃないですか、40.201%、人口割のほうと均等割を足しての負担割合ね。これに関しては下に10月1日現在と書いてありますよね、日にちが。毎年10月1日現在の数字を基準にするということではよろしかったですか。

○環境課長 そのとおりでございまして、令和4年度の負担割合を参考までに申し上げますと40.265%というのが江南市の割合でして、令和5年度については40.201%ということでございます。

○片山委員 了解です。私もそうかなと思いました。

それでは、その続きで83ページのほうの事業費の中で、江南丹羽環境管理組合の解体工事費は大口町にある環境美化センターだと思うんですけれども、江南市の負担が5億4,000万円ということは、これはじゃあこの40.201%で計算した金額ということですかね、この表の中にはちょっと書いていなかったんで、何%というのが。

○経済環境部長 尾張北部環境組合のほうは犬山市も含めた2市2町です。

一方、江南丹羽環境管理組合のほうは犬山市は入っていませんので1市2町となります。なので江南市の負担割合は60.4%になります。

○片山委員 すみません、そのとおりでございました。私の勘違いでした。

そうですね、60.4%ですね。分かりました。比率だけ知りたかったので結構です。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 ちょっと私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

成果報告書の77ページに分別ごみ収集状況ということで、令和5年度の資源ごみの収集のキログラムがありますが、その中で瓶類についてはカレットという分類になっております。白や青や茶色はまとめてカレットということになっているんです。江南市は白、青、茶色と市民の皆さんに御負担をかけ

て色別に排出していただいているわけですが、例えばちょっとほかの自治体を拝見すると、名古屋市とか、ほかの自治体の中には色関係なく瓶という一つのくくりで籠に排出しておられる自治体があります。そうすると、江南市の色別の分別というのはやはりその後の過程で必要だからやっておられるのか、それを伺っておきたいのと、例えば名古屋市のように区別しなくてもいい状態で集めているところはその後の過程で色分別をする工程を設けているという、そういうことなんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○環境課長　　ちょっと名古屋市の状況が、一括で収集した後にどのように処理されているかというのは認識をしていないんですけれども、江南市の考え方としましては、4種類のうち青と緑がリサイクルできないということで、これだけ処理費がかかっている状況で、失礼しました、売れない、売却はできないということで、青と緑が。それで黒は物すごく少額で買取りをしていた、白と茶色については比較的高い値段で買取りをしていただいているという、売れる売れないというところで4分別をしてきたんですけれども、もう少し突っ込んでお話をさせていただくと今年度から少額であった黒についてはなくしてしまって分別を、もうその他色ということで処理をお願いしていると。売却しているのは白と茶色だけという形に変えさせていただいたということでございます。

○委員長　　ありがとうございます。

そうすると、黒、青、緑は売却できないわけですので、そうすると不燃ごみに入れる、不燃ごみというか燃えないごみと一式、がらくたというか、そこに入れることになるということなんでしょうか。

売れないということは、その後どうなっているんでしょうか。

○環境課長　　ちょっと使う言葉がまずかったかもしれないんですけれども、中間処理業者のほうで仕分をして、茶色と白については比較的にリサイクルがしやすいので高く買い取っていただけると。その他の青と緑についてはかなり質が低い状態ですので再生することが難しいという状況で、最後に最終処分をするわけではないんですけれども、処理の簡単さ、難しさというところの比較で売却できるのかできないのかという……。

- 経済環境部長 全てリサイクルはしていただいているということ……。
- 環境課長 そうですね、ちょっと分かりづらい説明になりましたけれども。
- 委員長 要するに、業者のほうで有価では買い取っていただけないけれども、とにかく埋め立ててしまわないでリサイクルで何らかのものに生まれ変わる処理がされていると、そういうことですね。

ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、成果報告書の76ページと、あと決算書では231ページにあります住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金ですけれども、国・県の補助メニューにあるものののっとなって、例えば太陽光発電と高性能外皮、窓断熱ですとかHEMSと一体でないと補助メニューがないよというか、そういう何かすごく複雑な補助メニューになっていて、補助申請を受けられる担当の方も何かすごく苦勞されているようなふうに見えてくるんですけれども、今、断熱改修というか、窓断熱がいわゆるかなりいろいろ業者もPRしたりして窓断熱だけで補助をするようになっている自治体もあるかと思うんですけれども、これは国・県のメニューで窓断熱だけ補助するメニューというのはないから江南市はやられていない、そういうことなんですか。

- 環境課長 そのとおりでございます、県のほうも太陽光と一体の設備導入というのを推進しております、それに倣った形で江南市も補助をしているということでございます。
- 委員長 ありがとうございます。

もう一点、すみません、成果報告書の78ページ、リサイクルステーションのいわゆる搬入実績が書かれていて、2月以降は受付番号カードというか受付番号の発行をされて、それですごく受付がスムーズになった代わりに校区別の集計はできなくなってしまいましたということで、この報告書には1月までは校区別に、どこの校区からたくさん持ってこられたかというのは一目瞭然で分かるんですけれども、これから先はどこの校区の方がどれだけたくさん持ってきて、どこが少ないかということはさっぱり分からないということになるんですけれども、そうすると、あの受付番号というのは何のために、ただカウントするだけで、あとの分析はなしと、そういうことでスムーズに

するための番号発行という、そういうことなんでしょうか。

○環境課長　今回受付をカード化した最大の理由としましては、スムーズに、円滑に受付ができるようにということなんですけれども、実際には市民の方の受入れかどうかということ判断するためのカードになっておりまして、市内在住の方しかカードが登録できませんので、番号登録ができませんので、そういうところを一番重きに置いて受付をしているということでございます。

○委員長　ありがとうございます。

私からの質疑は以上ですけれども、ほかに。

○岡地委員　私もごみの関係ですけれども、まず237ページ、これは水銀を含むと思われる蛍光管ですね。これがどういった処分をされているのか教えていただけますでしょうか。

○環境課長　蛍光管につきましては、特別ごみという位置づけにさせていただいているんですけれども、実際には環境事業センターに一旦集めまして、そちらで細かく砕きます。その砕いたものをドラム缶に詰めまして、今、日本で蛍光管の再生処理ができる数少ない企業である野村興産というところになりますけれども、北海道まで運搬をして処理をしていただいていると、そちらで水銀等を取り出して再生利用していただいているということでございます。

○岡地委員　ありがとうございます。

続きまして、各種処分に係る事業があるんですけれども、それぞれの処分について自区内処理の原則というのは、これは守られているんでしょうか。

○環境課長　それぞれのごみというところがちょっとなかなか難しい、お答えしづらい部分もあるんですけれども、基本的には、可燃ごみ、焼却ごみを自区内処理するということなのかなと思うんですけれども、どの自治体でも全部のごみをその市域、市の中、町の中、各自治体の中で処理するというのは困難だと思いますので、基本的には自区内処理という原則はあるんですけれども、全てができていくかというところとそうではないのかなという結論になるかと思えますけど。

○経済環境部長　国のほうも、自区内処理というのは大原則なんですけれども、やはりスケールメリットというのが大きいので、国のほうは特に焼

却処理なんかについては広域処理というのを推奨しております。あわせて、埋立てについてもやはり広域というような方向を出していますので、当然自区内処理は理想です。原則ですけれども、そういった傾向もありますので、今課長が説明したとおりですけれども、お願いします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○岡地委員　すみません、自区内で行えないものについては、これは搬出先の自治体に対して事前協議等、搬入通知なんかは今はどんなふうに行われているのでしょうか。

○環境課長　もう一度整理させていただきますと、自区内処理ということになりますと可燃ごみ、焼却ごみと埋立ごみ、この2本立てになるかと思うんですけれども、埋立てごみについては基本的には最終処分場を持っているんですけれども、江南市は。なので今は自区内処理と言えるんですけれども、一部で市外へ持ち込んでいる、いわゆる資源ごみになるんですけれども、そういったものは各自治体と協議をしまして、協議先の条例によっては負担金をお支払いしたりということもあるという状況でございます。

○岡地委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに。

○堀委員　先ほどの空き瓶の話、色で分別してみえるでしょう。実は、白色の瓶というんだけれども、白色の瓶なんてないんだわ。透明はあるよ、透明はあるけれど白い瓶なんてまずない。ほかの色はいろいろあるけどね。だから誤解を招くから今後変えたほうがいい、透明の瓶に。

○環境課長　大変失礼しました。無色と白が同じですので、ちょっと言葉として白という言葉を使ってしまいましたけれども、無色と白、ただし白の中でも陶器製の瓶というのもありまして、そちらは瓶としてリサイクルできませんので、ちょっとそこがややこしいんですけれども、実際、本当の白で陶器製のものは埋立ごみになります。

○堀委員　だからさっきの緑とか、あっちのほうに混ぜればいい、白は。だから埋立に持っていったらいい。

○経済環境部長　瓶は全てリサイクルされています。埋立処理はされておられません。

先ほど委員長も確認をしていただきましたけれども、ただ、受入先へ持っていくときに茶や透明、白と言っていますけれども、は有価で受け取ってもらえるんですけれども、それ以外のものは逆にこちらがお金を払って受け入れてもらって受入先がリサイクルをしておると。ですので、埋立ごみとは違いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員の須賀議員から本件に関して発言したいとの申出がありますので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので発言を許します。

○須賀議員　施策評価の結果報告書の38ページの公害苦情件数というのが実績として429件あるということなんですが、これの具体的な内容、どういう公害なのかということと、あとその件数も教えていただきたいんですが。

○環境課長　429件の内訳でございますけれども、まず、公害関係で2つの種類がありまして、土壌汚染が1件、それから水質汚濁が5件、あとは苦情としまして、雑草に関する苦情が196件、それから屋外燃焼行為、いわゆる野焼きですけれども、こちらが32件、あとは樹木、枝の越境、こちらが114件と、悪臭が18件と騒音が26件、主な内容としてはこのような内容になっております。

○須賀議員　環境基本法によると、公害の定義というのは大気汚染だとか水質汚濁だとか、土壌汚染だとか、騒音、振動、地盤沈下、悪臭ということになっておるんですけれども、典型7公害という、これは2件ということで、県が所管する公害もありますよね、それ以外に。今回は入っているんですか、そこのは。

○環境課長　例えば土壌汚染だとかというのは基本的には県の所管になりますので、そちらの中でも江南市にも連絡が入ったということで、1件ということでカウントさせていただいております。

○須賀議員　この書きぶりだと公害苦情ということで、これはそもそも公害

がこんなにあつたらえらいことになっちゃうので、何かもう少し分けて、公害何件とか苦情何件と書いてもらわんと、これはとてもじゃないけど、四百何件も公害があつたらそれこそすごいことだから、もう少しこれは書き方がちょっと分かりにくいもので、改めていただきたいと思っておりますけれども。

○環境課長 そちらについては整理をさせていただければ、整理をしたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○経済環境部長 貴重なお時間をいただき、また大変答弁が遅れましたことについて、誠に申し訳ございませんでした。

先ほどの藤花ちゃんの昨年度使用した件数について、課長のほうより報告をさせていただきます。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 大変申し訳ございませんでした。

先ほど、藤花ちゃんの着ぐるみの貸出件数ですけれども、昨年度、令和5年度は13件となっております。この藤まつりのイベントをはじめ、新図書館のオープニングですとか、すいとぴあ江南で行われたマルシェですとか、そういったところへの貸出しとなっておりますのでお願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは暫時休憩をいたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時18分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、都市整備部都市計画課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市計画課長 都市計画課所管の一般会計歳入歳出決算について御説明さ

させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、56ページ、57ページ、中段の14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の14款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、64ページ、65ページ、中段の15款2項4目3節都市計画費補助金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、76ページ、77ページ、上段の16款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、78ページ、79ページ、最下段の19款1項1目1節基金繰入金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、84ページ、85ページ、中段の21款5項2目11節雑入は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、88ページ、89ページ、下段の22款1項3目3節都市計画債は、備考欄、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、208ページ、209ページをお願いいたします。

中段の3款2項4目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

最下段の8款4項1目都市計画費は、270ページ、271ページ最下段から274ページ、275ページ中段にかけて掲げております。

ページをはねていただきまして、280ページ、281ページをお願いいたします。

中段の8款4項3目公園緑地費は、280ページ、281ページ中段から284ペ

ージ、285ページ上段にかけて掲げております。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

成果報告書の52ページ、53ページのところに、都市公園等の整備推進ということで、3の成果の状況のところを見ると、国営ですけれども、フラワーパーク江南のⅡ期地区が開園をされまして、1人当たりの都市公園面積が目標の5.0平方メートルに達しましたということで、もちろん国営の公園の話なので、ここでどうかというのはちょっと筋違いなところもありますけれども、フラワーパーク江南Ⅱ期エリアを頼りとして都市公園面積の拡充というのが書いてありましたので申し上げたいんですけれども、大変期待をしてフラワーパーク江南Ⅱ期エリアの開園を迎えたわけなんですけれども、残念ながら全然管理が行き届いておらず、言葉を選ばずに言えば荒れ果てているような状況です。

行かれた方は本当にびっくりし、がっかりして戻られる。ですからやはり、今までのⅠ期エリアはにぎわっておりますけれども、Ⅱ期エリアは何かちょっと怖くて足を踏み入れられないような残念な状況です。

江南市の言わば顔に近いような存在ですので、ぜひ市のほうからも、もっとちゃんと管理をして、両方とも、Ⅱ期エリアもにぎわうように働きかけができないものかと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

○都市計画課長 こちらのほうのⅡ期エリアのオープンに関してですが、現在、国のほうも非常に公園緑地の維持管理費についての厳しい予算があるということでございます。非常にその中で、維持管理のほうを頑張ってやっていただいているところではあるんですが、いかんせんⅡ期エリアの分のところまで十分な維持管理費が行き届いていないという状況は聞いておりますので、また今後、要望活動等でこちらのほうの公園緑地の維持管理についての維持管理費の増額を要望してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　バーベキューエリアを一時期、それを運営する業者を募集するというようなこともやられて、結局、業者が手を挙げるところがなくて、自由にお使いくださいみたいになっちゃっているんですけども、そこも残念ながら本当に使用している方が少ないんじゃないかと思うんですけども、そこをもうちょっと市からも強力に働きかけていただいて、貴重なバーベキューができる場所ということですので、もっと活用が進むようなPRというのはできないものでしょうか。

○都市計画課長　こちらのほうのバーベキューエリアのにぎわいづくりに関しましても、以前はそういった公募という形で応募がなかったという状況は確認しておるところでございます。その中で、国のほうもこのままではよくないというふうに考えておりました、今は自由使用という形でバーベキューエリアのほうの使用をしておりますが、にぎわいづくりに関して積極的に民間活用のほうも考えているということは言われているところでございますので、いろいろ今後の施策のほうを国のほうにも働きかけて、にぎわいづくりの創出を考えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長　ありがとうございます。

もう一点お尋ねいたします。

成果報告書の91ページ、決算書では281ページの下段のところにあります都市公園等整備事業（久昌寺公園）という、3,241万5,900円で整備が行われたということです。

久昌寺跡の土地を購入するというのが半ば目的でありましたので、更地になったところを、当初土で埋めるというか、ならして、いわゆる公園として本気で整備する気がないのかなと思うような計画ではあったんですけども、この写真を見て、遊具も置いていただいたんだとちょっとびっくりして、どんなすてきな公園になったのかなと昨日実は見に行ってきたんですけども、本当に夏場で草が生い茂り、雑草が生い茂り、ちょっと残念な管理の状態になっております。やっぱり造った以上は、皆さんに活用していただかないと、田んぼとか神社とかいっぱいあるところに公園が要るのかなというふうに指摘をしてきた立場としては残念な管理状態になっておりまして、何と

かならないのかなという思いでいっぱいなわけですがけれども、現在の管理の状態ですね。遊具を置くことになったというのは聞いていなかったわけなんですけれども、どういう経過で遊具の設置ということになっていったんでしょうか。

○都市計画課長　　すみません、当初の計画で遊具を置かないということの発言が当局のほうからあったということですか、認識のほうとして。

○委員長　　認識の問題です。何もしないものという。

○都市計画課長　　当初の予算のほうから遊具とグラウンド整備というふうな形では考えておりましたので、全くグラウンド整備だけというところでは考えていなかったというところがございます。

ですので、今の現状で確かに草のほうは少し生い茂ってきたということで、適正な管理については常に考え、日頃パトロール等で十分に管理が行き届いていないところに関しては管理するように努めてまいりたいというふうに考えているところではございますが、近年、猛暑のほうはちょっと9月も続いているという状況でございまして、そういった維持管理をされる方の体調とかも考慮しますとなかなか夏場は非常に厳しい状況が続いているかと思えます。そこら辺も含めまして、もう少し維持管理のほうは適切に行ってまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長　　維持管理はシルバー人材センターに委託になっているんでしょうか。地域の方の、少しは御協力とかそんなのを仰げる状態になっているんでしょうか。

○都市計画課長　　こちらのほうの久昌寺公園につきましては、シルバー人材センターのほうに委託しているような状況でございます。

○委員長　　ありがとうございます。それでは、なかなかちょっと委託料もかさんで大変かと思えます。

もう一点ですけれども、成果報告書の92ページに（仮称）1号公園、布袋下山公園という名称に変わりましたがけれども、それが設置をされて、1億318万円という大変な整備費なんですけれども、布袋の新しい住宅が建ち並ぶ、その一角にすてきな公園を整備していただいて、恐らくここは近隣の子供たちが遊ぶいい空間になるだろうなと思うんですけれども、ただ、そこ

にオープンスペースの活用方法については検討する必要があるという、課題で上げられているのが何か意外な感じがして、どういう内容にするかということは公園の設計段階で地域の皆さんからのアンケートなり御意見を聞いた上で、こういうスペースを設けて設計に至ったんじゃないかと思うんですけども、このオープンスペースの活用方法について検討する必要があるというのはどういう意味なんでしょうか。

○都市計画課長　こちらの1号公園、布袋下山公園につきましては、もともと北側のエントランス部分にキッチンカーを入れて、オープンスペースを活用できるような配置計画で計画されているようなところでございます。その上で、こちらのほうのオープンスペースをどのような形で、貸出しに際して料金を取る形を取るのか、それとも、そういったイベントに合わせたところで無料で貸出ししていくのか。そういったところはいろいろ、やはり他市町のオープンスペースを活用しているところでも様々な形態があるかと思えます。

そういったところで今のところ、江南市としましては無料で貸出しするような形で、地域の公園のにぎわいづくりになるようなイベントが打ち出されたときにはそういったふうに貸出しをしてみたいというふうに考えているところでございまして、有料で、1区画幾らというような街区公園での貸出しもあるかと思えますが、江南市の方角性として今のは無料でそういった地域とか公園のほうのイベントに際して無料貸出しという方向性で考えていく方向で今は進めているところでございますのでよろしくお願い致します。

○委員長　分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

○牧野委員　ありがとうございます。

成果報告書の91ページ、先ほど委員長の質問にもありました久昌寺公園なんですけれども、こういうアイデアがあるかどうかというようなこともお尋ねしたいんですけども、これは結構水が出るところがありまして、龍神社というのはもともと歴史的に雨乞いをするような神社でして、水が結構出ます。青木川から昔はこの小折城にお堀を引いていたぐらいなんですけれども、

ここにその貯水タンクを入れることで小折、田代の水の出が減るということ  
もあるかなと思うんですけど、そういったことも考えていらっしゃるのかな  
ということをお尋ねしたい、担当課が違うのかもしれませんが、お尋ねい  
たします。

○委員長 答弁できますでしょうか。

○都市計画課長 龍神社ってあっちの、田代の久昌寺の西側にある。

○委員長 すみません、ちょっと乱れておりますので順番に。

○牧野委員 質問をもっと明確にしたいと思います。

久昌寺公園の地下というか地面に貯水タンクみたいなものを置くことは可  
能かという質問をしたいと思います。

○委員長 無理なら無理という答弁でも結構です。

○都市計画課長 これはちょっと担当が違うんです。下水道課になるもので  
すからごめんなさい。

○委員長 ということでございます。

また、下水道課のときにお尋ねください。

○牧野委員 すみません、担当でないにもかかわらず答えていただいてあり  
がとうございます。

○委員長 ほかに質疑。

○片山委員 市民の足の確保のところなんですけれども、成果報告書の44ペ  
ージです。5のところ、いこまいCAR運行事業という形で、年々いこま  
いCARの決算額が上がってきているということで、ここの44ページの成果  
と課題の分析のところ、いこまいCARは通院目的で平日の午前中に利用  
が集中していると、それでかなり運行の逼迫が懸念されるという状況が書い  
てあるんですけど、かなり今午前中というのは取りにくい状況で、本当に運  
行が逼迫してる。どれだけ逼迫しているのかなということが聞きたいとい  
うのと、それから比較的余裕がある午後のほうに利用の促進を図っていき  
たいという形なんですけれども、基本的に午前中に病院に行くんだったら、午  
前中に皆さん行かれるんで、なかなか変えるのは難しいのかなと思ってい  
るんですけど、その点をどう考えてみえるのかなというところです。

○都市計画課長 すみません、タクシー事業者からのお話なんですけれども、

非常に午前中というのは病院が、特に今江南厚生病院とか、そういったところの総合病院に関するところでいきますと午前中のほうの受付、診療という形がメインとなっておりますので、非常に江南厚生病院に通院される方が多いということをございまして、取りにくい状況があるということは聞いているところをございまして、どのぐらいキャンセルがあるのかというのは具体的な数字としては持ち合わせしておりません。

午後の促進ということなんですけれども、江南厚生病院以外の町医者、そういったところであれば、夕方からの診察もございますので、そういったところのほうに我々としてもなるべく、診察を午後のほうに誘導していくような方向性は少し持ち合わせしているところではございますが、委員が言われるように、なかなか午前中ということで御高齢の方は考えられているケースが多いものですから、午後のほうに促す方策が今のところは非常に厳しい状況というところをございますので、よろしくお願ひします。

○片山委員　そうですね。どうしてもこれからも午前中に集中するのはしようがないなと思うんで、タクシーの業者とこの辺はちょっと話し合っていたいて、新たな公共交通も検討と書いてあるんですけれども、それも含めて、でも本当に予約が取れなかったらもう意味がないんで、本当にこれから免許を返納していくという方がさらに増えてくるという可能性がありますんでよろしくお願ひします。以上です。

○委員長　ほかに。

○岡地委員　決算書の283ページの公園等維持管理事業の中の電気使用料がありますけれども、これはどんな負荷につながっているんでしょうか、主に。照明関係ですかね。

○都市計画課長　こちらのほう、電気使用料ということをございますが、主には便所とか街路灯、公園の照明灯、もしくは、曼陀羅寺公園でいくとポンプとかそういったことの電力とか、そういったことも含まれる電気代でございますので、よろしくお願ひします。

○岡地委員　照明については、LED化は進んでいるんでしょうか。

○都市計画課長　こちらのほうの電気の照明灯は壊れた際に頭部ごと交換をしているという状況をございまして、予算化して随時行っているわけではな

く、壊れた都度頭部ごと交換という状況でございますのでよろしくお願い申し上げます。

○岡地委員 既設の照明は、これは水銀灯か何かですか。

○都市計画課長 水銀灯もしくはナトリウム灯というところでございます。

○岡地委員 ありがとうございます。

もう一つ、その下に修繕料でインフラ施設がありますけれども、こういった施設なんでしょうか。

○都市計画課長 こちらのほうは非常に多種多様にわたっておりまして、例えば物が壊れてしまったりとか、ブローアが壊れてしまったりとか、もう様々多種多様、ベンチが壊れているとかそういったもろもろの公園の修繕費でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ちょっと時間が中途半端ですが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休 憩

午後1時03分 開 議

○委員長 それでは、時間になりましたので休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、都市整備課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 それでは、都市整備課所管の一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書及び附属資料の56、57ページ下段をお願いいたします。

14款1項5目3節都市計画使用料、備考欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、64、65ページ中段、15款2項4目3節都市計画費補助金、備考欄、都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、68、69ページ上段、15款4項3目2節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、72、73ページ中段、16款2項6目3節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、84、85ページ、21款5項2目11節雑入、備考欄中段の都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、88、89ページ下段、22款1項3目3節都市計画債、備考欄、都市整備課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、274、275ページの中段をお願いいたします。

8款4項2目都市整備費で、281ページの中段まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　成果報告書の86ページの交通結節点整備事業なんですけれども、土地の収集があると思うんですけど、状況がどこまで進んでいるかということをお伝え願えますか。

○都市整備課長　令和5年度は物件補償、用地取得を1件ずつやらせていただきまして、それ以降令和6年度に、買収したところに対しての道路築造等を進めてまいります。それ以降につきましては、令和7年度にまた用地取得等を進めさせていただいて、その後道路築造等を進めてまいります。

○牧野委員　ありがとうございます。

用地取得はあと何件残っているとかというのはあるんですか、計画では。答えられる形でいいです。

○都市整備課長　今後の買収予定でございますが、令和6年度に3筆、令和7年度に2筆の買収を進めてまいりたいと考えております。

○牧野委員　それで用地買収については完了見通しなのか。

○都市整備課長　その予定でございます。

○牧野委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○片山委員　すみません、1件だけちょっと。

これは質問というか要望になっちゃうかもしれませんが、成果報告書の

48ページ、中心拠点の基盤整備の中の江南駅・布袋駅の1日当たりの乗降客数って、目標値、実績値がありますよね。今回、布袋駅のほうの、今回の課じゃなくて防災安全課のほうなんですけれども、駐輪場がなくなっていくじゃないですか。今回、今年の春に南のほうの下山の駐輪場とそれから布袋駅西の駐輪場の一部がなくなったという形で、恐らくこの微妙なラインのところって、自転車で見える方たちというのは石仏駅に大分流れていっているのかなというイメージは確かにあるんですよ。この数値を出せと言ったら多分終わらないんで、そういうところもチェックをしながら、今回また駐輪場が、さらに来年なくなっていくますので、無料駐輪場のほうが。なので今度は布袋駅で乗っている方たちが江南駅のほうに移るという形なんで、この数字自体は変わってこないと思うんですけど、特に石仏駅に替わる人とか、あとは布袋駅と江南駅の比率というのもありますんで、駐輪場との関連って必ずありますんで、ちょっとここの部分を注意して見ておいていただけると非常に助かるなど。

数字がもし出せるのであれば、今後ですけど出して、見ておいてくださいというのを要望でお願いします。

- 都市整備課長 今後の数字ですか。
- 片山委員 答えは求めないので大丈夫ですよ。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 じゃあ、すみません、私から1点だけお尋ねします。

成果報告書の89ページにあります江南通線の都市計画道路整備ということで令和5年度は測量設計を実施しましたということなんですけれども、令和6年度の予算、また補正予算でもありましたけれども、この一帯の地籍調査を行うことにしていて今やっていたいただいていると思うんですけれども、令和5年度は測量設計をしました。だけど、令和6年度は地籍調査をしているというのはどういう関連になっているのでしょうか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

- 都市整備課長 令和5年度に実施させていただきました測量設計委託でございますけど、これは江南通線の道路の形態についての道路の予備設計をさ

せていただきました。

令和6年度にやらせていただいている測量でございますけど、これは江南通線を含んだ少し広い面的な範囲での国土調査法に基づく測量のほうをさせていただくものでございます。今後の江南通線の整備に向けての作業の一環でございます。

○委員長　　そうしますと、令和6年、今やっている地籍調査が終わらないことには、測量設計をやりましたというさらにその次のステップには行かないよという、そういうことなんでしょうか。

○都市整備課長　　すみません。先ほどの整備に向けてということですけども、今後、実際の道路整備に向けての用地買収に向けての測量ということで令和6年度は用地測量をさせていただいたものでございます。

○委員長　　分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　　土木課所管の決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、決算資料の56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項5目土木使用料のうち1節道路橋りょう使用料と、すぐ下2節河川使用料でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

14款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分である証明手数料でございます。

ページはねていただきまして、64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋りょう費補助金でございます。

ページはねていただきまして、78ページ、79ページの上段をお願いいたします。

17款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入の土木課分である廃道敷地売払収入でございます。

ページはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、11節雑入の土木課分は、ページはねていただきまして、85ページ、備考欄中段のコピー等実費徴収金と道路橋りょう事業費負担金でございます。

ページはねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段の22款1項3目土木債のうち1節道路橋りょう債は、橋りょう長寿命化事業債と道路長寿命化事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、260ページ、261ページをお願いいたします。

下段の8款1項1目の道路管理費につきましては、ページはねていただきまして、262ページ、263ページ中段までにかけて掲げております。

ページはねていただきまして、266ページ、267ページ上段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費につきましては、ページはねていただきまして、268ページ、269ページ上段にかけて掲げております。

また、主要施策の成果報告書には、58ページから61ページと93ページに掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では質疑もないようですので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○建築課長 それでは、建築課の決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の56ページ、57ページをお願いいたします。

最下段の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページ中段の14款2項5目1節土木管理手数料は、備考欄、建築課分でございます。

続きまして、68ページ、69ページの最上段の15款4項3目1節土木管理費交付金でございます。

ページはねていただきまして、72ページ、73ページ中段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

ページはねていただきまして、74ページ、75ページ中段の16款3項5目1節土木管理費委託金でございます。

ページはねていただきまして、82ページ、83ページ最下段の21款5項2目11節雑入は、ページはねていただきまして、85ページ、備考欄中段の建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

262ページ、263ページをお願いいたします。

下段の8款1項2目建築指導費は、264ページ、265ページ下段まででございます。

少し飛びまして、284ページ、285ページ上段やや下の8款5項1目住宅費でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、私のほうから1点お尋ねしたいと思います。

決算書及び附属資料の265ページの中ほどにあります民間木造住宅耐震補強事業の中に、成果報告書の95ページにも載っていますけれども、耐震補強、改修の補助の中に解体工事費補助というのがあって、目標20棟に対して14棟の実績があったというのが載っています。

もうちょっと決算書の下のほうに行くと、空家等対策推進事業の中に危険

空き家解体工事費補助金というのがあります。同じようにこちらでも解体に対して補助をしているわけですが、こちらは実績では3件あったというふうにごどこかに書いてあったと思います。同じような、地震が来たら崩れてしまうのではないかと、空き家、建築物に対する取壊しの補助金で、両方とも上限が20万円になっていると思いますけれども、この違いというのを説明していただけますでしょうか。

- 建築課長　　まず、大きな違いといたしましては、空き家は人が住んでいない。耐震のほうは空き家を対象にしていなくて人が住んでいるということで、地震が来ると生命の危険があるということで空き家を対象にしていなくてというのが大きな違いがあります。

耐震のほうは耐震診断のほうを受けていただきまして、その結果によって基準値以下の住宅については耐震補強の補助を行ったり、解体の補助を行ったりしております。違いとしてはそういうところです。

- 委員長　　そうすると、両方とも本人、所有者から壊そうという、所有者が決断をされてどちらかの補助金を申請されるという、両方ともそういう仕組みなんですか。

- 建築課長　　先ほど御説明いたしましたが、空き家と住んでいるのとは差がありますので、両方とも当然受けることは無理ということがありますので、耐震で、心配の方については耐震の解体補助金を受けられるし、空き家については、例えば相続を受けられて使わない、解体したいということで補助金を受けられるということで、その違いがあります。

- 委員長　　ありがとうございます。

南海トラフ地震の警戒情報が出てつくづく思いましたのが、幹線道路沿いに本当にいつ壊れるかなというような見るからに危ない空き家であろうという建物がありまして、このまま放置すると崩れて地震のときに輸送の幹線となる道路が塞がれてしまって非常に危ないなと思うところがありますけれども、そういったところを狙い打ちのようにして働きかけて壊す制度というものはないのでしょうか。

- 建築課長　　基本的には、耐震につきましては幹線道路沿いということではなくて、毎年行っているのはまず耐震診断未実施の方について、毎年やって

おりますけど、ダイレクトメールを送ったりだとかという形で、例えば補助について手厚くやっているわけではないんですけど、耐震改修をしていただいたり、不安であれば解体をしていただいたりという形で行っておりますので、幹線道路沿いを特にということではございませんので、今のところはそういう計画はございません。

○委員長 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 委員外議員の須賀議員から本件に関して発言したいとの申出がございましたので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、発言を許可いたします。

○須賀議員 今回の施策評価の96ページの空家対策のことなんですけれども、取組における課題の中で、管理不全の空き家に対する措置に多くの時間を要しているというふうに書いてあるんですけど、そもそも管理不全空家の認定基準だとかそういったものがまだ定まっていないと思うんですけど、どういうことをやって、どういう問題があって、多くの時間を要しているのかをちょっと教えてほしいんですけど。

○建築課長 今、管理不全の空き家ということで須賀議員から御質問がありましたけど、昨年度の改定の中で、管理不全空家ということでいろいろ法改正がございました。

今、こちらに書いてある管理不全空家の措置に多くの時間を要しているということがございますが、現在でも管理不全空家につきましては地元の方から通報を受けたりとかということで対応をしている中で所有者が分からないということが多々ございまして、そちらの所有者の特定、例えば相続人であったりという特定にかなりの時間を要しているということでこちらのほうに記載をさせていただいているというところがございます。

○須賀議員 所有者というのは管理不全空家として認定すれば別に所有者を調べることは全然問題なく、固定資産税のほうで調べられると思うんですけど

れども、それに対して何らそういうことをやっていないということですか。

○建築課長 基本的にはそれは調べておりますので。

ただ、相続を行ってから多岐に、要は亡くなられてからかなり時間がたつてみえると相続人がかなりたくさんお見えになるということで、その特定にかなり時間がかかるというところがございます。

○須賀議員 今は相続を調べるというけど、相続代表とかそういうのが税金の通知を送るときについていると思うんですけど、そこまで固定資産税のほうで調べているんじゃないですか。

○建築課長 相続人の中で取決めだったり、いろいろ話合いがまだ済んでいない方がかなりお見えになるということで、代表相続人に話して済めばそれでいいんですけど、そこで話が済まない場合はかなり多くありまして、そういうところでかなり調整でも時間がかかりまして、相手方の話合いもまだ済んでいないということで、その辺りがかなり時間を要しているということが原因でございます。

○委員長 まだありますか。

○須賀議員 いいです。何もやっていないということですね。

○建築課長 すみません、先ほどの幹線道路のお話がありましたが、うちの耐震の計画の中で一応目標値は定めております。幹線道路沿いの今の耐震の数値としては目標値は定めておりますが、ただ、特段手厚い補助をしているとかということではございませんので、一応計画の中ではどういう形でこういう目標にしているよということの数値的なものは示しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 水道部下水道課所管の一般会計に関わる決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

中段の15款2項4目土木費国庫補助金、2節河川費補助金は、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の16款2項6目土木費県補助金、2節河川費補助金は、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の16款3項5目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は、青木川調節池などの県施設の操作委託金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段の22款1項3目土木債、2節河川債は、河川等緊急浚渫推進事業債及び雨水貯留施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

268ページ、269ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、268、269ページ上段から270、271ページ下段にかけて掲げております。

次に、284ページ、285ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、27節繰出金は、下水道事業会計への繰出金でございます。

説明は以上となります。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　私のほうから1点お尋ねをします。

成果報告書の66ページに、雨水貯留浸透施設設置費補助金が雨マークにな

っているという成果の状況がございませぬ。なかなか目標値に比べて実績値が伸び悩んでいて、かなりマンネリ化をしている状況ではないかと思われませぬけれども、これをどう打開していかうとしておるんでせうか。

○水道部下水道課長　　打開策と申しますか、補助金のほうはもはや9割補助でございまして、補助金のほうをアップするということは考えておりませぬが、しかしながら、市民が担う雨水流出抑制対策としましては有効な施策であると考えておりますので、今後も啓発に努めてまいりたいなと思っております。

○委員長　　これに対する国・県からの補助金というのはどのような割合で出ているんでせうか、全部市単独でしたんでせうか。

○水道部下水道課長　　雨水タンクなどには国からの補助金のほうが対応しております、施設整備費の3分の1が補助対象となっているはずでせう。

○委員長　　ありがとうございます。

もう一点ですけれども、下水道事業会計でお聞きすればいいのかもしれないんですけど、285ページの下水道費のところ、285ページの一番最下段ですけれども、下水道経営事業ということで下水道事業会計への一般会計からの繰入金金が5億8,695万7,000円というのがございませぬ。このうち基準内繰入れが幾らで、基準外繰入れは幾らなんでせうか。

○水道部下水道課長　　基準内繰入れは2億9,388万3,399円、基準外繰入れが2億9,307万3,601円でございます。

○委員長　　ありがとうございます。また、詳しいことは下水道事業会計のほうでお尋ねすることにします。

ほかに質疑はございませぬか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありませぬので、続いて水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長　　それでは、令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、水道課所管の決算について説明させていただきます。

初めに、歳入でございませぬ。

66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

15款4項2目3節上水道費交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金まででございます。

続きまして、歳出でございます。

244ページ、245ページの中段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費につきましては、備考欄、水道料金賦課等事業から企業会計管理事業まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時36分 休 憩

午後1時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第68号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長 続いて、議案第68号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課長　それでは、議案書の100ページ、令和6年議案第68号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書及び附属資料の29ページをお願いいたします。

34ページにかけまして、本事業の特別会計歳入歳出決算書でございます。

内容につきましては、385ページ、歳入歳出決算事項別明細書で御説明いたします。

386、387ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料から5款繰越金まででございます。

388、389ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、下段の2款土地区画整理事業費まででございます。

390ページには、実質収支に関する調書を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時38分　休　憩

午後1時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号 令和5年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定  
について

○委員長 続いて、議案第71号 令和5年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案第71号について御説明申し上げますので、議案書の103ページをお願いいたします。

議案第71号 令和5年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和5年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の5ページをお願いいたします。

令和5年度愛知県江南市水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、6ページ、7ページの令和5年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、18ページ、19ページの注記まででございます。なお、14ページには、令和5年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

令和5年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、22ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページ、41ページの5. 附帯事項まででございます。

43ページをお願いいたします。

令和5年度愛知県江南市水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、44ページの1. 令和5年度江南市水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、54ページから59ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑に入ります前に、資料の配付について皆様にお諮りをしたいと思います。

消火栓の設置費用の負担金の取扱いについて、平成28年に変更した要綱が

ございます。この要綱を配付してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議ないようですので、配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

皆様配られた配付資料を熟読されておりますので、しばらくお待ちください。

〔「資料の説明って」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、すみません、配付しました要綱について説明を簡単にお願  
いできますでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 この防火水槽・消火栓設置及び簡易消火栓移設  
等負担金に関する事務取扱要綱は、まず水道法第24条第2項で、市町村はそ  
の区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理  
に要する費用、その他水道が消防用に使用されることに伴い、増加した水道  
施設の設置及び管理に要する費用につきまして、当該水道事業者との協議に  
より相当額を補償しなければならないとされております。そのことから、事  
務取扱要綱にて防火水槽・消火栓設置及び簡易消火栓設置等の工事をする場  
合の負担金に関する事務取扱について、この要綱で定めておるものでありま  
す。工事費の算出の根拠、事務費の算出等を定めているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま要綱についても追加で説明をしていただきました。

決算について、あるいは配られました要綱について、含めて結構ですので、  
質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「何が書いてあるか分からない」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質問してください。

○堀委員 これを読んでもあんまりよう分からんのだわ。

もっと分かりやすくちょっと説明して、その消火栓工事等による費用負担。  
簡単に説明してくれよ。

○水道事業水道部水道課長　　消火栓の設置というのは、消防署から水道課のほうに依頼があって水道事業者が施工しているものです。この消火栓の設置というのは俗に言う新規、今ないところに新しく消防署からの依頼により水道事業で施工した場合に1基、工事費プラス事務費ということで負担金をいただいております。

先日議案質疑で言われていたのはこの移設に関してということでございまして、移設というのは負担金のところの第2条第2項に、前項の規定にかかわらず江南市水道事業が施工する配水管改良工事等の事由により、消火栓移設の必要が生じた場合は負担金を要しないというところでございます。

基幹管路も配水管改良工事等に含まれる、要は水道事業が行う管路の布設替え、今、基幹管路というのは別路線に入れておるんですけども、江南市水道事業が管路を布設替えすることによって消火栓を移設しなければならないという事由になった場合は原因者負担ということで、今は負担金をいただかずに移設をやっているというところでございます。

○稲山委員　　今の説明でいきますと、俗に言う工事をする起因が発したところが責任を持ってその工事をやるんだよという、そういう説明でいいのかな。要は、別段消防本部が移設しろだとかそういったことは言っていないで、ただ水道のほうで、独自という言い方はおかしいかもしれんけど、そのところが基幹管路で、どうしてもこちらに新しい管を入れたいかと。そうした場合、そこにあるやつは責任を持って水道のほうできちっとやってくれよというような話じゃないかなという気がするんだけど、それでいいのかな、極端なことを言って。

○水道事業水道部水道課長　　基幹管路更新工事を始めるというか、管路を布設する前に当然消防署とも協議させていただいて場所が決定していています。稲山委員おっしゃるとおり、うちの原因で消防の消火栓が移動されるということなので原因者は誰だということで江南市水道事業が原因者と定めて、今は事務取扱を決めているところでございます。

○稲山委員　　そういう話なら、極論として、いろいろな意見はあるかもしれないけど原況復旧という考え方の一つだと思いますので、私としては今の件に関しては別段問題ないんじゃないかなということをおもうわけでありませうけれ

ど、意見としてということです。

- 堀委員 当然基幹工事をやる場合は水道部のほうの責任でやって、移動した場合それはやるのが当然だと思いますが、その費用の負担が、交付税があるというようなことを聞いたんですけども、これはどうですか。

新設も移設も一緒だよ、交付税があるはずだ。問題はその交付税なんだわ、問題は。工事は関係ない。

- 水道事業水道部水道課長 一般会計の繰入れにつきましては、総務省より地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を固持しながら地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤の強化をするための基本的な考えとして通知されているものでございます。その中に繰り出しをした場合はその一部について交付税措置が考慮されることとなっております、その中に公共消防のための消火栓設置及び管理に要する費用、消火栓設置に伴う口径の増大による経費等に相当する額について一般会計が負担することとなっております、現在負担いただいている消火栓の設置、新規の設置及び維持管理については交付税措置がされているものと思われま。

また、今、移設に対しては繰入れされてももらっていませんけれども、移設をした場合の負担金をもしいただいたらどうなるんだということを財政課のほうに確認しております。普通交付税の算出には基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額となり、毎年8月末に決定されるということです。普通交付税の算定項目の消防費の中には企業会計繰出金が基準財政需要額として含まれているため、現在、江南市水道事業が原因者負担としている消火栓の移設工事を新たに繰出金に加えたとしても、令和5年度の普通交付税の額に影響はないものと伺っております。

- 堀委員 要するにその工事をやるための費用、それは水道もやるんだけども、一般会計からも入っているということだね、交付税が来るもんだから。その交付税が入っているか入っておらんかだわ。

- 水道事業水道部水道課長 今現在は入っていると思われますけれども、新設の設置費用だとか維持管理負担金は、負担金を入れてもらっていますので、その部分の幾らかというのは交付税措置されていると思います。

- 堀委員 交付税が入っておるならば、いわゆる交付税が市のほうの一般会

計のほうでそれがうたってあるかうたっていないか、その費用として。

○水道事業水道部水道課長 消防費ということで入っているというふうには聞いております。すみません、消防費にその内訳とか幾らというのはちょっと把握しておりません。

○堀委員 いや、交付税としてその費用の中に入っておるならば、その名目上入っておるならば一般会計のほうの予算は上げないかんわな。

財政のほうだわ。井勘定で入っておるのはどういうふうだ。

○委員長 ちょっと整理して分かりやすく、ちょっと混線しておりますので。

○水道事業水道部水道課長 基準財政需要額の中に消防費が含まれているということです。要は含まれているという。

○堀委員 それは分かるんだわ。

消火栓の費用として井勘定になっておるのか、どういうふうだということだわ。

○水道事業水道部水道課長 井勘定ということです。

○堀委員 井勘定でまとめてってということでしょう。

そうなると、きちっとこの費用はこれだけ使っておりますということを出さないかんのじゃないの。これだけ消火栓の費用がかかりましたけどと出さないかんでしょうが。

○水道事業水道部水道課長 内訳については、消防費以外もやっていないということらしいです。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 交付税につきましては、何費用、何費用、何費用というふうに区分されて入ってくるわけではなしに、江南市のほうに一括して交付税として入ってきますので、今、堀委員言われるように、その一つ一つの項目で区別をすることはできないような状況だそうです。

○堀委員 大体分かるんだわ、その意味は。分かるんだけども、いわゆる消火栓、ほかの市町は全部うたってあるそうだな、岩倉市、犬山市なんかは。出ているそうだわ。

江南市の場合はそれが結局一緒に、井になっているもんだから、分からないわけでしょう。それを一般市民がどう思うかということだわね、一般市民

が。そうすると市民の負担がその中に入っておるのではないかと。その交付税が入った工事ということをしっかりと市民に説明をしないと、一括、いわゆる井になってしまっているもんだから、市民の負担が増えるのではないかとというような誤解を招く可能性がある、市民がだよ。そこのところをしっかりと説明しないとよく分からんと思うよ。

○委員長　　ちょっと混線しておりますので、私のほうからちょっと頭の整理も兼ねて、もう一回振り出しに戻ってお尋ねしたいんですけれども。

○堀委員　　こっちのほうが専門だわ。

○委員長　　すみません、専門ではないんです。

平成28年に改正されました今要綱をいただいたんですけれども、改正された部分はこの第2条の第2項の部分を追加した改正、それでよろしいでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　第2項を追加しております。

○委員長　　第2項を追加したということは、それまで配水管の改良工事、もちろん新規に消防の都合で消火栓をつけた場合は、今もそれまでも一般会計からその費用負担を水道会計に入れているんですけれども、この第2項というのは水道事業の都合で行っていく配水管改良工事、また始めていく基幹管路の更新工事の際に障害となるというか、それが起因で起きる消火栓の移設工事費用はそれまでは消防が一般会計に入れるということになっていたのを、この要綱第2条第2項の追加によって水道事業会計が原因者負担という考えの下に水道事業会計の負担でやるという、そのように変更するという意図があったという、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　委員長が言われるように、この要綱改正前まではこの項はありませんので、平成27年度までは配水管改良工事に伴う消火栓移設についても一般会計からの負担金を入れておりました。

基数については、やはり消火栓というのは口径150ミリメートル以上に設置するというので現在取り扱っていますので、それまでは今もそうなんですけど、配水管改良工事については年1基あるかないかの状態で、改正前までは負担金として入れていただいていたけれども、なぜ平成28年にこの改正をやったかというのは正直記録が残っていませんので理由までは分かり

かねますけれども、基幹管路更新工事が平成29年度から始まっております。平成29年度から始まる基幹管路を触り出すとやはり消火栓の基数も増えてくるということで整理したものだと思っております。

また現在、日本水道協会発行の質疑応答集、公営企業実務提要のほうに、消火栓の移設に要する経費については移設を必要とする要因によって判断すべきとされております。要は原因者負担であるということが見てとれますので、このときに再度整理をかけてこの要綱を制定して原因者負担という考えを追加したんだというふうに認識しております。

○委員長　よく分かりました。

それで、いわゆる水道法の第24条に要綱が違反をしていないのかどうかという問題に行くわけですけれども、それまでは、この要綱を追加する前までは、課長答弁にありましたように配水管改良工事という水道の都合で行う消火栓の移設工事に対してもこの水道法第24条、主に第1項ですけれども、要するにどんな原因であろうと消火栓に関する移設・新設工事は一般会計でやるんだという水道法の原則に基づいて繰入れをしてきたわけですけれども、今回要綱第2項で、基数が増えていく基幹管路の更新工事に伴う消火栓の移設に当たっては、その後は配水管改良工事にしろ、基幹管路にしろ、水道事業の中だけでやっていくという要綱を追加したことというのはこの水道法第24条に違反しないという、そういう解釈でいけるのかどうかということですが、それはどう考えればよろしいのでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　水道法のほうに設置という形で明記されておりますけれども、これも設置と移設は違うのかというのを日本水道協会のほうにも確認しております。

令和5年3月30日付の消防庁予防課長・消防庁危険物保安室長からの通知において移設とはというのが出されておまして、防火対象物に設置されている消防用設備等について「その構成機器・設置等の全部又は一部の設置位置を変えること」と指されておりますことから設置イコール移設というふうには考えていなくて、設置の中でも移設については水道法にうたわれていない、この消防庁、室長からの通知によって移設という解釈を取っております、水道法に違反しているということではないと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

水道法第24条にこの要綱が抵触するわけではないよという、そういう解釈で、一般会計から今は入れていないということのようでございます。

○堀委員 一般会計から出ていないということで断言してもいいの。

○水道事業水道部水道課長 一般会計から水道事業のほうに負担金として、いただいているということですね。

○堀委員 名目はそうだけれども、井で出ているんだろう。

○水道事業水道部水道課長 それは地方交付税のほうの交付税算入のほうで、井で出ているという話ですけども、そこから、一般会計から水道事業への負担金、繰出金含む負担金の中には移設は含まれていないです。

○堀委員 移設工事費としては出ていないということで、だけど交付税としては出ているんだろう。

○水道事業水道部水道課長 交付税としては一般会計のほうに井で入っているということです。ただ、それを一般会計から、消火栓の移設については負担金は江南市水道事業会計のほうには入ってきていないという。

○稲山委員 新設しか入ってこないよということだろう。

○委員長 新設は今でも、前からも今も入っております。

○稲山委員 新設と移設は違うんだよということでしょう。だから移設は入ってこないということやろう。

○委員長 入ってこないというか、入ってこなくていいということで、もらわないように要綱を変えたという。

○堀委員 交付税としては移設も新設も一緒なんだろう。

〔「違うと言っている」と呼ぶ者あり〕

○堀委員 違うって、交付税だよ。

○水道事業水道部水道課長 負担金は違うんです。

○委員長 すみません、ちょっと委員長を通してください。

○水道事業水道部水道課長 交付税としては消防費ということで、井で入っていると。

○堀委員 新設も移設も一緒に入っているんだろう。

○水道事業水道部水道課長 はい、そうです。移設というか……。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 交付税のほうにつきましては、国のほうから江南市のほうの一般会計のほうに入ってきています。

ですが、消火栓のほうの移設も新設もそうなんですけど、繰入れとしては江南市から水道事業には入っておりません。消火栓を新設する場合につきましては消防署のほうから負担金として水道事業に入っておりまして、移設につきましては江南市水道事業のほうの費用でやっているという状況でございます。

○堀委員 それは分かるよ、交付金としても移設の場合は入っておるんだろう。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 交付税につきましては消火栓の移設とか新設とかそういう名目ではなしに消防費として入っておりますので、その内訳が分からないというところになります。

○堀委員 消防費として入っているということは、移設も新設も消防のほうでやっておるという意味ですか。

○委員長 暫時休憩をいたします。

午後 2 時 08 分 休 憩

午後 2 時 19 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 では、まず交付税のほうですけれども、消火栓、消防費のほうの繰出金は移設も見込んで交付されていることから、そこから水道事業会計に入っても入らなくても交付税額は変わらないということですので、よろしく願いいたします。

また、先ほど掛布委員長のほうから、この要綱は水道法の第24条第2項に違反していないかという中で少し補足させてください。

水道法第24条では、費用につき当該水道事業者との協議により相当額の補償をしなければならないと定められております。この要綱を作成したときの財政だとか消防署との議事録等はございませんけれども、同日付で、防火水槽・消火栓設置・簡易消火栓移設等及び消火栓維持管理に伴う負担金に関する協定書を同じ平成28年4月1日付で消防長と水道部長で締結しております。

その中で、消火栓等の依頼だとか設置の協議、施工、費用の負担について、新設の場合の費用の負担について述べられておりますので、この協定を結ぶに当たって移設は要綱で水道の原因者負担だよということも併せて協議がされているものだというふうに認識しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。追加でちょっと駄目押し的にお尋ねしたいんですけども、平成28年度以降この消火栓設置・移設の取扱いを変えて、それまでは一般会計から出していたのが水道会計の負担になったことで水道会計の負担はそれぞれの年度でどれだけ増えたのか分かりますでしょうか。平成29年度以降ですけれども。

○水道事業水道部水道課長 まず、基幹管路につきましては平成29年から始まりまして、負担金が発生するとすれば平成30年の第1工区からでございます。それぞれ平成30年から5か年、令和5年度決算までで移設した基数は30基でございます。それを工事費と事務費を足して負担金として入れていただく場合は2,350万円程度ということになります。また、配水管改良は平成28年度から令和5年度までで4基、こちらのほうは約370万円でございます。基幹管路配水管改良工事を含めて34基、これを負担金として計算しますと2,700万円程度でございます。

○委員長 ありがとうございます。それで、いわゆる2,700万円程度の負担金というのは今入っていないわけですけども、入っていたとすると水道事業会計の4条収入に入ることになっていただろうという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 そのとおりです。4条の負担金に入ります。

○委員長 そうすると、4条収入がこの要綱の改定によって、その分欠けてきたということになるわけですけども、その影響が水道事業会計、いわゆる端的に言うと水道料金、市民負担、使用者負担にどれほど跳ね返る、どのように跳ね返るといふふうに考えればよろしいのでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 消火栓の移設費用を一般会計からの負担金収入で補うことになれば、負担金収入を4条の資本的収入で計上し、長期前受金戻入として貸借対照表に表した上で翌年度消火栓の減価償却費を計上すると

同時に、その負担金相当額を3条の収益的収入の長期前受金に計上していくこととなります。

4条収入から長期前受金のほうで、3条のほうで収入として上げていきますので、当然積み上がってこれば、消火栓は30年減価償却をかけていきますけれども、基幹管路の場合は管路と合わせて40年で減価償却を今かけておりますけれども、積み上がってこれば3条収入のほうに長い目で見れば影響はしてくる。もろに影響してくるのは4条のほうの最後の純利益のところですね。純利益からの内部留保資金と言われる資金に残っていくんですけども、その部分は原資として入ってきますので、4条の収入のほうは負担金の額分だけ今の実績値よりも積み上がっていくということになります。ただ、料金の改定率には、すぐには反映されてこないということになります。

○委員長 何かややこしい。4条だったり3条だったり長期前受金戻入に入るとかかって、結果的に要するに、それまでと同じ取扱いであれば入ったであろう4条収入の平成30年から令和5年までの2,700万円が要綱を変えたことで消えてその分内部留保資金が減っているよという、その減っているよという2,700万円の内部留保資金の減少というのは、現在の13億円も積み上がっている内部留保資金に対しては、私から言ってはいけませんけれども、それほど影響がないというふうに解釈できるかと思うんですけども、それでよろしかったでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 そのとおりでございます。

内部留保資金がその分入っていれば今の13億円が13億2,000万円になっていたと、結果的に。決算を積み重ねた結果はそうなるものと認識しております。

○委員長 ということですが、ちょっと決算の審議が要綱をめぐっての審議に集中しましたので本来の令和5年度の水道事業会計の決算のほうに質疑を戻したいと思いますが、質疑はほかにございませぬか。

[挙手する者なし]

○委員長 すみません、私のほうから何点かお尋ねしていきたいと思っております。

内部留保資金が、令和5年度は13億2,800万円ということで目標が10億円という、10億円の目標に対しても余裕あり過ぎなんですけれども、13億

2,800万円もの内部留保資金がたまっている上に、この令和5年度の経営状況というのはすごく改善していると思います。給水量が減って料金収入が減ったにもかかわらず、動力費も減少しましたのでそれでとんとんになって、経営状況がいろんな指標で改善をしております。

端的に言うと、本当に今の経営状況というのはとても値上げをしないといけないほど厳しいとは言えない余裕たっぷりの、今後の展開を見越せばちょっと厳しいですけれども、現時点では非常に余裕があるかと思います。このまま基幹管路の更新工事の建設費をいわゆる内部留保資金で賄っていかなくてもやっていけるんじゃないかと思うんですけれども、その見解はどうなんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 内部留保資金もそうですけれども、一応、4つの財源目標というのを掲げていまして、経営戦略のほうで。投資目標3つと財源目標の4つを掲げてそれぞれ目標達成に向けてやっているところでございます。確かに、令和5年度決算ではそこまでの影響はないんですけれども、このまま行くともう今年から既に、段階的に県水の料金が上がってきます。これはもう県水の値上げというのは確定されておりまして、5か年の料金改定を見据えるんですけれども、今は、令和5年については目標値を下回っていないので安定的な経営はできていると思っています。このまま県水の値上げ、揚水規制による県水の増加というのはもうある程度、ある程度というかもう確定しておりますので、それを見越したときにやっぱりこの4つの目標の最初に、長期前受金を除く経常収支比率の100%というのを目標に掲げておりますけれども、このまま行くとまずこれが100%を切ってくるよと、それに併せて内部留保資金も年々下がってくるということなので、長期的に見て今回の条例改正をお願いしているところでございます。

○委員長 すみません、今は決算を審議していたのに私の質問がちょっと外れまして申し訳ありません。次に聞かないといけないのに、ちょっと先走って聞きました。

もう一点ですけれども、建設改良費の額がこれまで例年7億円から8億円前後で推移してきたと思うんですけど、令和5年度だけぴょんと額が跳ね上がって9億円近くになっていると思うんですけれども、これはどういった原

因でなったんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 主な原因で申し上げますと、令和4年度から繰り越しさせていただいた、令和4年・令和5年で事業をやっていますけれども、下般若配水場及び後飛保配水場の遠方監視の更新工事に約1億8,000万円で、下般若配水場の6号配水ポンプの増設工事に約1億円ということでこの支払いが、完了払いで全てお支払いしていますので令和5年度の建設改良費が増えた要因となっております。これはやっぱり毎年あるものではないので今年度はちょっと多くなっているというところです。

○委員長 ありがとうございます。

私からは以上ですけれども、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時33分 休 憩

午後2時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号についてお諮りをします。

初めに、利益の処分についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

この際お伺いいたします。

ただいま議案第71号の審査のために当局から配付されました資料につきま

して委員会内の配付にとどめおくのか、また、委員会審査資料として議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

○稲山委員 議案質疑で出ておったもんだから。

○堀委員 配付してもらったほうがいいと思うよ。我々だけでは、またいろんなことを言う人がおるといかなで。知ってもらわないと。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、本会議、議案質疑でも出た問題でもありますので議場配付したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのように取扱いをさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

---

#### 議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひをいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案第58号について御説明申し上げますので議案書の13ページをお願ひいたします。

令和6年議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、14ページをお願ひいたします。

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考資料としまして、15ページから16ページにかけて江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を、17ページには概要を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡地委員 17ページ、議案書の参考資料を基に、一般用のメーターの口径というのはどのサイズが一番多いでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 口径の割合は、口径13ミリメートルが全体の約76%で、口径20ミリメートルが全体の22%で、2つ合わせて98%、残りの2%が大口径となっております。

○岡地委員 それでは、口径13ミリメートルの水道メーターで今回の値上げに対する影響額を簡単にちょっと説明できますでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 今回の料金改定案は基本料金が一律1.2倍で、従量料金が一律8.8円とさせていただきます。

メーター口径で一番多い13ミリメートルで、例えば使用水量は10立方メートルで考えますと、現行1,375円が1,584円で、20立方メートルですと2,475円が2,772円、30立方メートル使うと現行が4,235円から改定後は4,620円となるものでございます。

○岡地委員 ありがとうございます。

○牧野委員 お願いします。

アイデア、意見なんですけれども、値段を上げるときに電気料金とかですと平均的な家庭で幾ら上がるみたいなものがあると思うので、そういうのがあったほうが市民の方は分かりやすいかなと思いました。意見としてです。

○水道事業水道部水道課長 この条例が可決されましたら水道新聞だとかホームページにアップしていきますので、一般的に20立方メートルが一番多いんですけれども、その辺を少し明記するような形でホームページ等に上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ちょっと私のほうから1点お聞きしたいんですけれども、水道料金の値上げを今後も続けるであろう基幹管路の更新工事に備えてというかそれに万全の準備ということで行うというのが最も大きな要因・原因かと思うんですけれども、今の第1次の基幹管路の更新工事の進捗状況と第2次の基幹管路の更新工事の予定というか、どのような状態に今、なっているのかちょっと説明をしていただきたいと思います。

○水道事業水道部水道課長 第1次基幹管路更新工事は平成29年から工事を進めております。

令和5年度決算での進捗率で申しますと、全体の約30%となっております。これは計画と比較して、若干ではございますが、計画よりも進捗率は進んでおる状態でございます。第1次基幹管路更新計画で重要給水施設や防災で定める避難所等への基幹管路は完了しますけれども、その後もまだまだたくさんあるので、経営戦略等では頭出しはしておるんですけども、もう少し第1次基幹管路更新工事が終わる前の段階で新たに、どこに、どの路線を優先して入れていくかというのを検討しながら第2次基幹管路更新計画を進めていきたいと思っていますので、現時点ではまだはっきりとした計画は立てておりません。

○委員長 そうすると、まだ第2次でどういう口径というか、第1次は本当に太い重要な管路をまずやっちゃうという10年計画だったと思うんですけども、一応基本的な部分は第1次で終わって、第2次はさらにもうちょっと細かい管路に進んでいくと思うんですけども、その第2次の基幹管路の大きさというか口径というのか、どれほどの口径でどこを網羅して進もうという大ざっぱな計画なんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 まず、第1次基幹管路更新計画は導水管と先ほども言った重要給水施設につながる管路をやっております。当然配水場、一番最初の起点が2つ、下般若と後飛保の配水場があるんですけども、その一番のメイン管をやっていきますので、当然大きい管で進捗率がなかなか伸びていない状況ですけども、まず第1次基幹管路更新計画で重要給水施設と防災で定める、避難所につなげる管を第1次基幹管路更新計画でやって、それ以降は細い管ではなくて、基幹管路というのは基本的に口径200ミリメートル以上を基幹管路と定めております。さすがに一番大きい口径700ミリメートルや口径400ミリメートルという管はなくなってくると思うんですけども、おおむね口径200ミリメートル、口径300ミリメートルという管をそのときの状況で、管路の劣化状況だとかその辺も判断しながら箇所は選定していくことになる、路線を選定していくことになると考えております。

○委員長 耐震管への入替えということは非常に重要なんですけども、水

道管の耐用年数がそのままイコールもうそこで使えなくなっちゃうよ、もう破断する危険があるよというのとはまた違って、地盤が固いところなどについては耐用年数が40年であっても実際は60年、70年とちゃんともっているという、使えるというところもあると思うんですね。そういったものをちゃんと考慮しながら第2次の基幹管路の更新計画というのを策定していくことはできるんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　現在入っている基幹管路は基本的に、この第1次で入れ替えたところについては基本耐震管を入れていっております。

それ以前というのは同じダクタイル鋳鉄管であっても、継ぎ手の問題で要は耐震適合率にカウントされる管じゃないものですから、たとえやっぱりその地盤がよくて、あまり管路が傷んでいない状態であっても、もう耐用年数を過ぎた管というのは全て耐震適合管ではないものですから、実際に40年、今ももっていて漏水とか大きな事故は、小さいのはあるんですけども、基本的に大きい事故は発生していないので、耐用年数は、実際はもつんでしょうけれども、この耐震適合率をどうしても上げていかなきゃいけないものから、状態がいいだろうという管についてもそこはやっぱり入れ替えて耐震化を進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長　　すみません、もうこれでおしまいにしますけれども、計画では今回の次、令和12年にもさらに水道料金の引上げということ、またその5年後も、率としては少ないですけども、計画をされております。

なかなか言いにくいんですけども、江南市内には専用水道でやっている住宅団地がございます。そこは江南市水道事業が基幹管路であり、配水管改良工事も全て利用料金、水道料金からたたき出したお金で基本的には基幹管路更新工事をやっているわけですけども、専用水道はそういう基本的な改修工事は全部URが出していて、水道料金で賄うのは維持管理費だけなんです。ですからすごく安い水道料金で、一般江南市民の5分の1ぐらいしか水道料金が発生していないと聞いています。

どんどん江南市民の料金がこのように上がっていってしまうと、江南市水道の悲願であります全体を統一して全部の市民を江南市水道に入ってもらって、さらには下水道、団地に江南市の下水道に入っただくというのは悲

願であると思いますので、このように料金格差がどんどん広がってしまうと本当に不可能でしょうという結論を出さざるを得ないと思うんですけども、その点はどう考えておられるんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 江南団地は確かに江南市水道事業ではないんですけども、そこに、その会社の出資ということで出資されていて、受益者というか、使用者の負担を減らしているんだと思いますけれども、やはり江南市水道事業は独立採算制を原則にしっかりした経営というのを考えておりますのでこの乖離の部分は致し方ないのかなというふうに考えておりますし、例えば今の江南団地を市水に統合していくということになれば、それなりにやっぱり今のまま管路を引き受けるんじゃなくて管路を整備した後に統合の条件といいますか、今の古い管をそのままもらってうちで改良をかけていくんじゃなくて管路を入れ替えた後で統合していくとか、いろんな協議は必要になってくるとは思っていますけれども、最終的には、同じ江南市民ですので江南市水道事業で統合していくのが望ましいとは思っております。

○委員長 すみません、なかなか難しい答弁しにくいことまでお聞きして申し訳ありません。

ほかに質疑がなければこれで。

ほかにございますか。

○堀委員 今の話、江南団地の話。

江南団地を江南市の水道のほうに入ってもらおうというのか、江南市が江南団地の水道に入れさせてもらうということなのか、どっちだ。

○水道事業水道部水道課長 統合ということになれば江南市水道事業に入っただけという、うちが向こうに乗っかることはないというふうに考えております。

○委員長 答弁は終わったんですか。

○堀委員 いいよ、終わりでもいいですよ。

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 51 分 休 憩

午後 2 時 51 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 58 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 72 号 令和 5 年度江南市下水道事業会計決算認定について

○委員長 続いて、議案第 72 号 令和 5 年度江南市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 議案第 72 号について御説明申し上げますので、議案書の 104 ページをお願いいたします。

議案第 72 号 令和 5 年度江南市下水道事業会計決算認定についてでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和 5 年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の 61 ページをお願いいたします。

令和 5 年度愛知県江南市下水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、62 ページ、63 ページの令和 5 年度江南市下水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、70 ページ、71 ページの注記まででございます。

なお、67 ページには令和 5 年度江南市下水道事業欠損金計算書を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、73 ページをお願いいたします。

令和 5 年度愛知県江南市下水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、74 ページの 1. 概況から、少しはねていただきまして、91 ページ、5. その他まででございます。

続きまして、93 ページをお願いいたします。

令和5年度愛知県江南市下水道事業その他決算附属書類でございます。

94ページの1. 令和5年度江南市下水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、110ページ、111ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

80ページの業務量のところで表の6行目に、水洗化人口が421人増えておりまして、一生懸命新規開拓をして接続していただける方をお願いしていただいた成果だと思うんですけども、処理区域面積は全く変わっていない、増減ゼロ、前年度と変わらないけど、水洗化人口は421人増えている、これはどういうことなんでしょうか。

○水道部下水道課長 これに関しましては面整備等で増えたわけではなく、自然増、いわゆる新しく家を建てたとか、新しくアパートを建てたとかという、新たに接続していただいた人数でございます。

○委員長 ありがとうございます。努力された結果ではなく、自然増なんでしょうか。

○水道部下水道課長 水洗化率向上のために啓発活動はしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 あと水道のほうに、県の広域化計画に参加していることについて非常に危機感を覚えてお尋ねしたんですけども、下水道も水道と一体で、上水道の広域化計画というのがあるそうなんですけど、下水は下水で県での広域化計画があって江南市も参加をされているんでしょうか。

○水道部下水道課長 江南市のほうも愛知県内の水道・下水道事業者との共同に関しての活動に参加しております。

今活動しておりますのは、排水設備の接続の申請の総合受付を名古屋市にお願いしているものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

そうすると県の広域化計画というのは何を指して、下水道もまた全部つなげて、県一体化、県内一本化という、そういう究極の県の目標になっているんですか、ちょっと考えられないんですけど。

○水道部下水道課長 汚泥処理に関して、共同汚泥処理の統合を行っている聞いております。

○委員長 ありがとうございます。

もう一点お尋ねしたいんですけども、67ページに、下水道事業欠損金処理計算書というのが下にあります。全然、使用料収入が少ないわけですので営業収益については年間5億4,000万円の赤字なわけですので、令和5年度は5億5,000万円の欠損ということで、繰越欠損金が1億6,873万円ということで、恐らく令和5年度は1億6,800万円なんですけど、令和7年も令和8年も令和9年も令和10年もこの未処理欠損金という額はどんどん増え続けていくと思われまして。それに対して内部留保資金ですよ。監査委員によれば、下水道の内部留保資金、いわゆる剰余金が1億3,400万円ほどだというのがあって、資金不足比率、議案の一番最後の報告書にありましたけれども、監査委員は下水道の資金不足というのはなく、1億3,400万円ぐらいの剰余金があって良好ですという、そういう判定になっていました。

会計上、数字上は1億6,000万円の欠損金なんですけれども、資金不足はなく経営状況は良好という監査委員の判定なんですけれども、この数字上の違いというか、これは要するに減価償却費が積み上がっていつているので資金不足はないよという、そこからこの数字上、一見数字上はすごい食い違う結果になっているという、そういうことなんでしょうか。

ちょっと申し訳ない、変な質問で。どのように見ればいいのか教えていただきたいと思えます。

○水道部下水道課長 未処理欠損金につきましては、赤字に該当する金額ですので今後も積み上がっていくことになると思いますが、監査委員の言われる資金不足比率につきましては支払いが困難になっているかどうか、その判断の基準になりますので、一般会計から繰入金を入れているので不足は生じないというような考え方だと思います。

○委員長 結局この欠損金計算書だけ見ているとだんだん何か不安になるよ

うな、何億円、この先もどんどん未処理欠損金が積み上がっていくわけなんですから、これはどこまで許容できるんでしょうか。資金が回っていく限り、欠損金が積み上がっても経営状態は良好ということで判断すればよろしいんでしょうか、資金が回ればいいという。

○水道部下水道課長 その認識でよいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 04 分 休 憩

午後 3 時 04 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

以上で、当委員会に付託をされました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 05 分 休 憩

午後 3 時 19 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

資料をタブレット端末に配信をしておりますので御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいております、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず、日程は10月23日水曜日及び10月24日木曜日の1泊2日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月23日水曜日は、東京都国分寺市でこくベジプロジェクトについてを、翌24日木曜日は、千葉県野田市で剪定枝、草・落ち葉等堆肥化事業についてをそれぞれ調査をいたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

なお、詳細な資料については来月上旬までには事務局から届けていただきますので、視察当日にお持ちくださいますようお願いをいたします。

---

#### 今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件については、6月の委員会で委員長案ということで、テーマについては地域経済分析システム（RESAS）についてとすることを提案し、委員の皆様にご了承いただいております。

講師については、中部経済産業局より派遣していただくことを検討しております。

日程及び開催場所については、正・副委員長で調整を図り、皆様方の御予定を聞きまして調整を図り、決定をしていきたいと思っております。

研修会について、このように進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

なお、開催場所や講師の方の都合もありますので、変更が生じた場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思います、これに御異議ございません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでありますので、そのようにさせていただきます。後日、御報告させていただきます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

- 委員長 続いて、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会においても議題とし、御意見を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在、特にまだ決まってはおりません。

つきましては、皆様に御意見を伺いたいと思いますが、対象団体やテーマについて何か御意見はありませんでしょうか。委員会の所管事項を基本として、その範囲で御提案をお願いいたします。

- 牧野委員 ありがとうございます。

昨年布袋駅前に t o k o + t o k o = l a b o ができまして、今年は布袋下山公園、先頃市民の方々の有志によって信長の銅像が建ちました。このように、近年は布袋駅を中心に皆様の御尽力のおかげで発展、いろいろ開発、あるいは新しい雰囲気ができているところだと思います。

ただ、私が思いますにそれを総合的に活用して布袋地区あるいは江南市南部地区の盛り上がりというんですか、来られる方々の人口とかあるいは具体的には布袋駅の乗降客数の増加、あるいはにぎわいの創出などを考えると何か盛り上げる横軸というんですかね。イベントみたいなことを、イベントあるいはアイデアを得られるような形の会があればいいと思います。

具体的にいいますと、例えば歴史ですよね。

歴史、生駒家もありますし、龍神社もありますし、これらなどを含めて歴史の研究会の方々からそういった地域活性化のアイデアをいただく、あるいは商工観光課の担当になると思いますけれども、そういったまち全体の、点をつなげて線や面にできるようなアイデアや団体が江南市内にいらっしゃればそういった方々のお話を伺う、あるいはアイデアを交換し合うというのが

1つあります。

2つ目はこの前の請願でもありましたけれども、ごみ処理について市民の方々は、議会でも関心が高まっておりますので、市内のごみ処理団体というんですか、回収されている工業の組合とか、あるいはその方たちの話を聞くのもいいんじゃないかと思い、その2つを提案いたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんから何か御提案がありましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

昨年度は古知野のまちづくり委員会、江南駅東の北野地区の方に集まっていただいて厳しい意見を頂戴しました。

その前は、歴史の会の皆さんと意見交換会をさせていただいたというふう聞いておりますけれども、何かございませんでしょうか、ほかに。

[挙手する者なし]

○委員長 今、牧野委員から提案もございましたけれども、ただいま出されました提案なども踏まえまして、今後正・副委員長のほうで協議をさせていただいて、対象の団体、日程、開催場所等も含めて決定をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○堀委員 この前、区長会にしてもらったのはどこだったっけ。

○委員長 総務委員会だと思います。

○堀委員 区長会はなかなかいいよ。江南市の区長で来られる人だけ、平日の午前中とか午後とか。

○委員長 ありがとうございます。テーマがちょっと建設産業委員会の所管事項から……。

○堀委員 当然、道路とか市道とかそういう面に関して、各区長の意見を聞きたいとか。

○委員長 なるほど、ありがとうございます。それらの意見も。

今、商工観光課及び環境課にも問い合わせて、意見交換ができる団体がないかどうかちょっと問合せをさせてもらっているところですので、それらを総合的に正・副委員長で調整させていただいて、団体、日程、開催場所等を含めて決定をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、正・副委員長で調整をし、後日皆様に御報告をさせていただきます。

団体の都合もありますので、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、そのようにさせていただき、後日御報告させていただきます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

大変長時間にわたりまして熱心に御審議をいただき、いろんな活発な御意見を賜りましてありがとうございます。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 27 分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 掛布 まち子